

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

福井市、坂井市、越前町及び福井県における人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

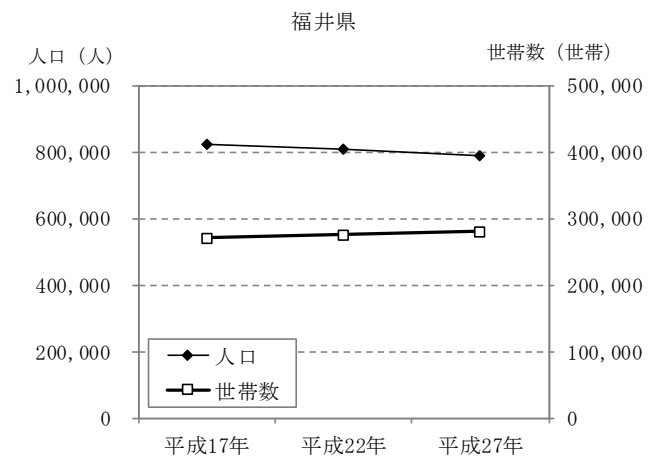
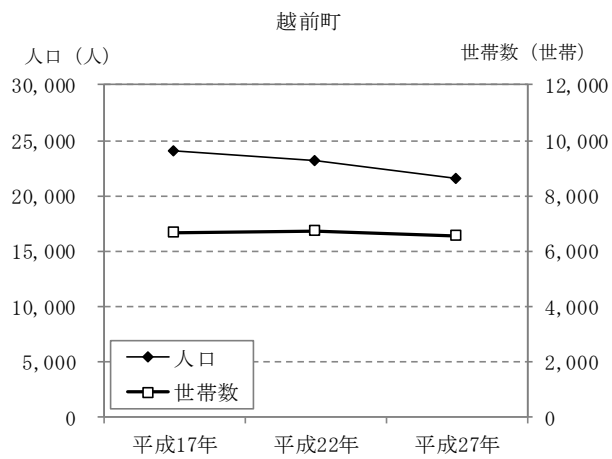
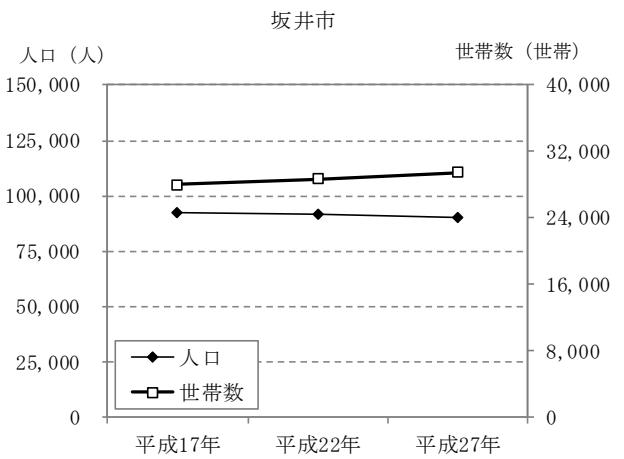
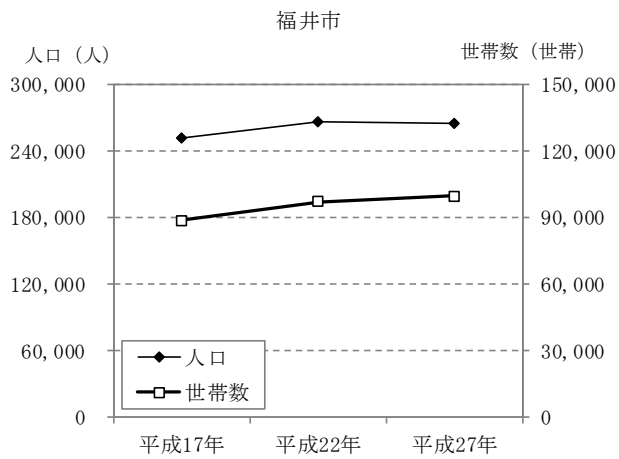
人口は、福井市では微増しているが、坂井市及び越前町では減少傾向にある。また、世帯数は、福井市及び坂井市では増加傾向にあるが、越前町ではほぼ横ばいとなっている。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区 分	年	人 口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
福井市	平成 17 年	252,220	122,750	129,470	88,942
	平成 22 年	266,796	128,692	138,104	97,446
	平成 27 年	265,904	128,892	137,012	99,872
坂井市	平成 17 年	92,318	44,349	47,969	28,035
	平成 22 年	91,900	44,235	47,665	28,744
	平成 27 年	90,280	43,526	46,754	29,454
越前町	平成 17 年	23,995	11,447	12,548	6,670
	平成 22 年	23,160	11,036	12,124	6,728
	平成 27 年	21,538	10,333	11,205	6,560
福井県	平成 17 年	821,592	397,271	424,321	269,577
	平成 22 年	806,314	389,712	416,602	275,599
	平成 27 年	786,740	381,474	405,266	279,687

注：平成 17 年の坂井市の値は、三国町、丸岡町、春江町及び坂井町の値を合計した値である。

〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔「平成17年、22年、27年 国勢調査」(総務省統計局)より作成〕

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移 (各年10月1日現在)

2. 産業の状況

福井市、坂井市、越前町及び福井県における産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、福井市、坂井市及び越前町ともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字：％）

産 業	福井市	坂井市	越前町	福井県
第一次産業	2,824 (2.2)	2,050 (4.3)	785 (7.1)	14,826 (3.7)
農 業	2,614	1,920	464	13,154
林 業	150	34	27	636
漁 業	60	96	294	1,036
第二次産業	32,932 (25.4)	16,003 (33.7)	3,984 (35.8)	122,602 (30.7)
鉱業、採石業、砂利採取業	22	4	4	100
建設業	10,657	3,967	914	35,912
製造業	22,253	12,032	3,066	86,590
第三次産業	90,375 (69.6)	29,388 (61.9)	6,263 (56.3)	254,676 (63.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	627	211	29	4,788
情報通信業	2,639	724	99	5,611
運輸業、郵便業	5,265	2,345	369	15,749
卸売業、小売業	22,922	7,285	1,449	60,800
金融業、保険業	4,136	1,016	209	9,254
不動産業、物品賃貸業	1,949	413	54	4,009
学術研究、専門・技術サービス業	3,993	1,102	209	11,187
宿泊業、飲食サービス業	7,060	2,295	595	21,067
生活関連サービス業、娯楽業	4,719	1,693	298	13,244
教育、学習支援業	6,918	2,006	416	18,458
医療、福祉	17,236	5,978	1,489	50,759
複合サービス事業	1,258	595	189	4,818
サービス業（他に分類されないもの）	6,945	2,278	507	21,414
公務（他に分類されるものを除く）	4,708	1,447	351	13,518
分類不能の産業	3,757 (2.9)	285 (0.6)	97 (0.9)	7,065 (1.8)
総 数	129,888	47,726	11,129	399,169

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成 27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成]

(1) 農 業

福井市、坂井市、越前町及び福井県における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、福井市、坂井市及び越前町ともに稲が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種 類	福井市	坂井市	越前町	福井県
稲	3,372	1,948	667	14,411
麦 類	250	597	44	1,738
雑 穀	189	267	21	1,360
いも類	115	47	54	666
豆 類	122	135	27	741
工芸農作物	7	1	4	38
野菜類	594	424	138	3,249
花き類・花木	80	33	46	347
その他の作物	44	26	21	222

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

(2) 林 業

福井市、坂井市、越前町及び福井県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在の所有形態別林野面積は、福井市では 31,909ha、坂井市では 7,365ha、越前町では 11,375ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他官庁	小 計	独立行政法人等	公有林	私有林
福井市	31,909	76	55	21	31,833	1,095	1,514	29,224
坂井市	7,365	40	—	40	7,325	1,197	1,460	4,668
越前町	11,375	5	—	5	11,370	49	1,703	9,618
福井県	310,193	36,894	36,419	475	273,299	15,483	38,783	219,033

注：「—」は、調査は行われたが事実のないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

(3) 水産業

福井市、坂井市、越前町及び福井県における漁業種類別漁獲量は表 3.2-5、漁種別漁獲量は表 3.2-6 のとおりである。

平成 29 年の漁獲量合計は、福井市では 1,292t、坂井市では 501t、越前町では 3,071t となっている。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲量（平成 29 年）

（単位：t）

漁業種類			福井市	坂井市	越前町	福井県	
底びき網	遠洋底びき網		—	—	—	—	
	以西底びき網		—	—	—	—	
	沖合底びき網	1 そうびき	—	396	604	1,265	
		2 そうびき	—	—	—	—	
小型底びき網		x	x	1,207	1,662		
船びき網			—	—	—	3	
まき網	大中小型まき網	1 そうまき網	遠洋かつお・まぐろ	—	—	—	—
			近海かつお・まぐろ	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	
	2 そうまき網		—	—	—	—	
中・小型まき網			—	—	—	—	
刺網	さけ・ます流し網		—	—	—	—	
	かじき等流し網		—	—	—	—	
	その他の刺網		20	7	42	235	
敷網	さんま棒受網		—	—	—	—	
定置網	大型定置網		x	—	x	6,379	
	さけ定置網		—	—	—	—	
	小型定置網		—	—	52	633	
その他の網漁業			—	x	—	25	
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろ		—	—	—	—
		近海まぐろ		—	—	—	—
		沿岸まぐろ		—	—	—	—
	その他のはえ縄		—	x	—	131	
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお		—	—	—	—
		近海かつお		—	—	—	—
		沿岸かつお		—	—	—	—
	いか釣	遠洋いか		—	—	—	—
		近海いか		—	—	—	—
		沿岸いか		599	2	137	745
	ひき縄釣		—	x	—	1	
その他の釣		42	25	x	122		
採貝・採藻			6	14	104	305	
その他の漁業			6	x	57	224	
漁獲量合計			1,292	501	3,071	11,731	

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 29 年）」（総務省 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

表 3.2-6 魚種別漁獲量（平成 29 年）

（単位：t）

種 類	福井市	坂井市	越前町	福井県
まぐろ類	2	0	9	40
かじき類	2	—	4	25
かつお類	1	—	7	50
さめ類	—	—	—	x
さけ・ます類	0	0	0	9
このしろ	0	—	—	x
にしん	—	—	—	—
いわし類	11	—	1	82
あじ類	82	1	191	613
さば類	11	0	58	203
さんま	—	—	—	0
ぶり類	274	3	237	1,683
ひらめ・かれい類	38	35	743	1,182
たら類	7	2	16	33
ほっけ	—	—	—	—
きちじ	—	—	—	—
はたはた	1	9	51	71
にぎす類	9	1	53	66
あなご類	0	0	8	37
たちうお	0	—	0	5
たい類	30	6	54	337
いさき	0	0	0	4
さわら類	53	0	192	2,627
すずき類	5	1	9	131
いかなご	—	—	—	4
あまだい類	1	0	7	87
ふぐ類	10	0	22	115
その他の魚類	110	34	371	1,534
計	648	93	2,034	8,938
えび類	1	314	140	457
かに類	8	68	326	415
おきあみ類	—	—	—	—
貝類	4	16	126	275
いか類	621	3	416	1,309
たこ類	8	3	27	171
うに類	0	1	—	x
海産ほ乳類	—	—	—	x
その他の水産動物類	0	—	1	93
海藻類	3	3	0	58
漁獲量合計	1,292	501	3,071	11,731

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

〔海面漁業生産統計調査（平成 29 年）〕（総務省 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成]

(4) 商 業

福井市、坂井市、越前町及び福井県における商業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、福井市では 1,186,220 百万円、坂井市では 133,270 百万円、越前町では 18,439 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業 種	区 分	福井市	坂井市	越前町	福井県
卸売業	事業所数（事業所）	1,051	142	26	2,072
	従業者数（人）	10,424	1,203	126	17,447
	年間商品販売額（百万円）	814,926	56,203	5,470	1,124,125
小売業	事業所数（事業所）	2,488	655	198	6,833
	従業者数（人）	17,400	4,307	897	42,859
	年間商品販売額（百万円）	371,293	77,067	12,969	821,047
合 計	事業所数（事業所）	3,539	797	224	8,905
	従業者数（人）	27,824	5,510	1,023	60,306
	年間商品販売額（百万円）	1,186,220	133,270	18,439	1,945,172

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔平成 28 年経済センサスー活動調査〕（経済産業省 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成

(5) 工 業

福井市、坂井市、越前町及び福井県における工業の状況は、表 3.2-8 のとおりである。

平成 29 年の製造品出荷額等は、福井市では 42,709,238 万円、坂井市では 29,226,214 万円、越前町では 4,350,123 万円となっている。

表 3.2-8 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	事務所数（事務所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
福井市	578	17,516	42,709,238
坂井市	322	9,612	29,226,214
越前町	60	1,819	4,350,123
福井県	2,124	73,300	210,616,008

注：事業所数及び従業者数は平成 30 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 29 年 1 年間の数値である。

〔平成 30 年工業統計調査〕（経済産業省 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

福井市、坂井市、越前町及び福井県における地目別土地利用の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 のとおりである。

福井市及び越前町においては、雑種地その他を除き、いずれも山林の占める割合が最も高くそれぞれ 49.6%、43.8%、次いで田が 22.9%、13.3%である。坂井市においては、田の占める割合が高く 30.0%、次いで山林が 29.5%である。

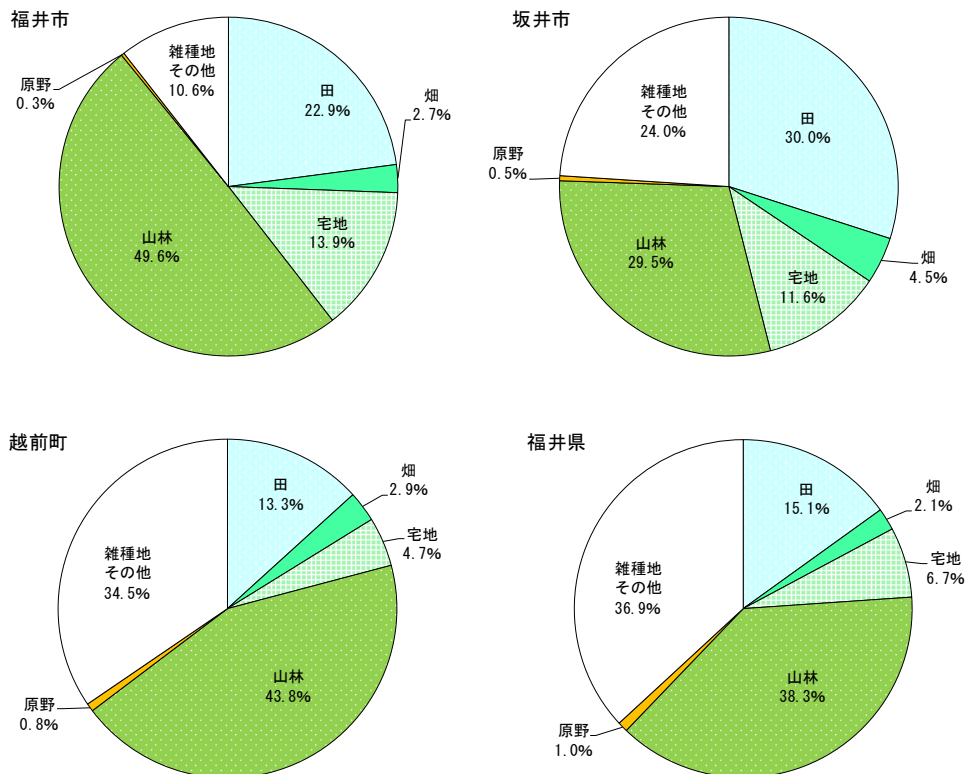
表 3.2-9 地目別土地利用の現況（平成 30 年 1 月 1 日現在）

（単位：ha、（ ）内は％）

区分	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地 その他
福井市	34,838.4 (100.0)	7,983.9 (22.9)	926.1 (2.7)	4,843.7 (13.9)	17,296.6 (49.6)	101.1 (0.3)	3,687.0 (10.6)
坂井市	20,302.5 (100.0)	6,083.4 (30.0)	904.1 (4.5)	2,360.7 (11.6)	5,990.3 (29.5)	97.5 (0.5)	4,866.5 (24.0)
越前町	10,408.0 (100.0)	1,381.0 (13.3)	303.7 (2.9)	489.0 (4.7)	4,560.4 (43.8)	80.5 (0.8)	3,593.4 (34.5)
福井県	262,858.1 (100.0)	39,627.3 (15.1)	5,568.9 (2.1)	17,675.5 (6.7)	100,548.0 (38.3)	2,547.4 (1.0)	96,891.0 (36.9)

注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成 29 年（第 65 回）福井県統計年鑑〕（福井県 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕



注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成 29 年（第 65 回）福井県統計年鑑〕（福井県 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

図 3.2-2 地目別土地利用の現況（平成 30 年 1 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：平成 29 年 4 月 26 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に都市地域が分布している。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

④ 自然公園地域及び自然保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における自然公園地域及び自然保全地域は、後段の「3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 3.自然関係法令等」において整理した。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には農用地区域が分布している。

(3) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲において、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日）に基づく用途地域の指定はない。

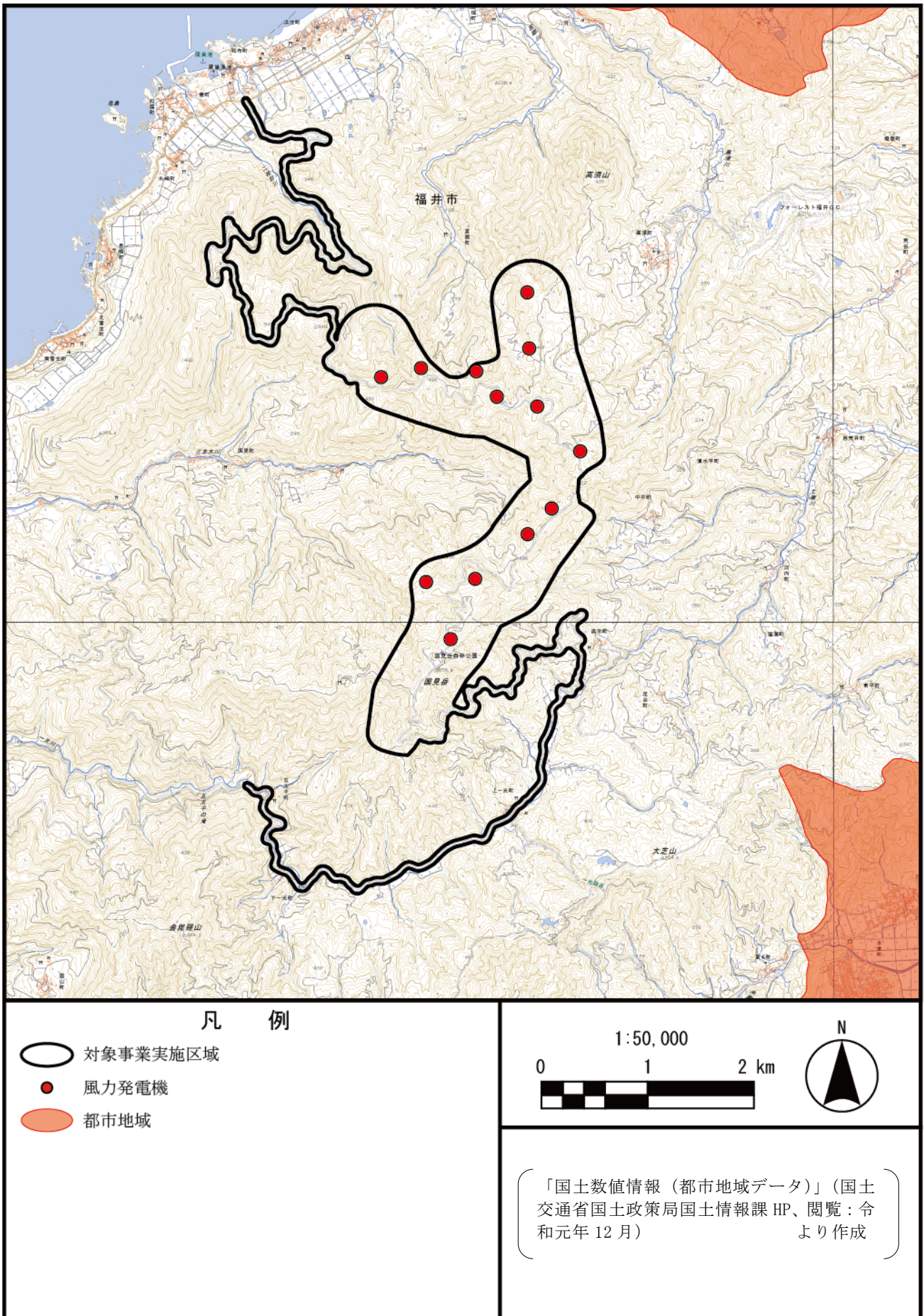


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

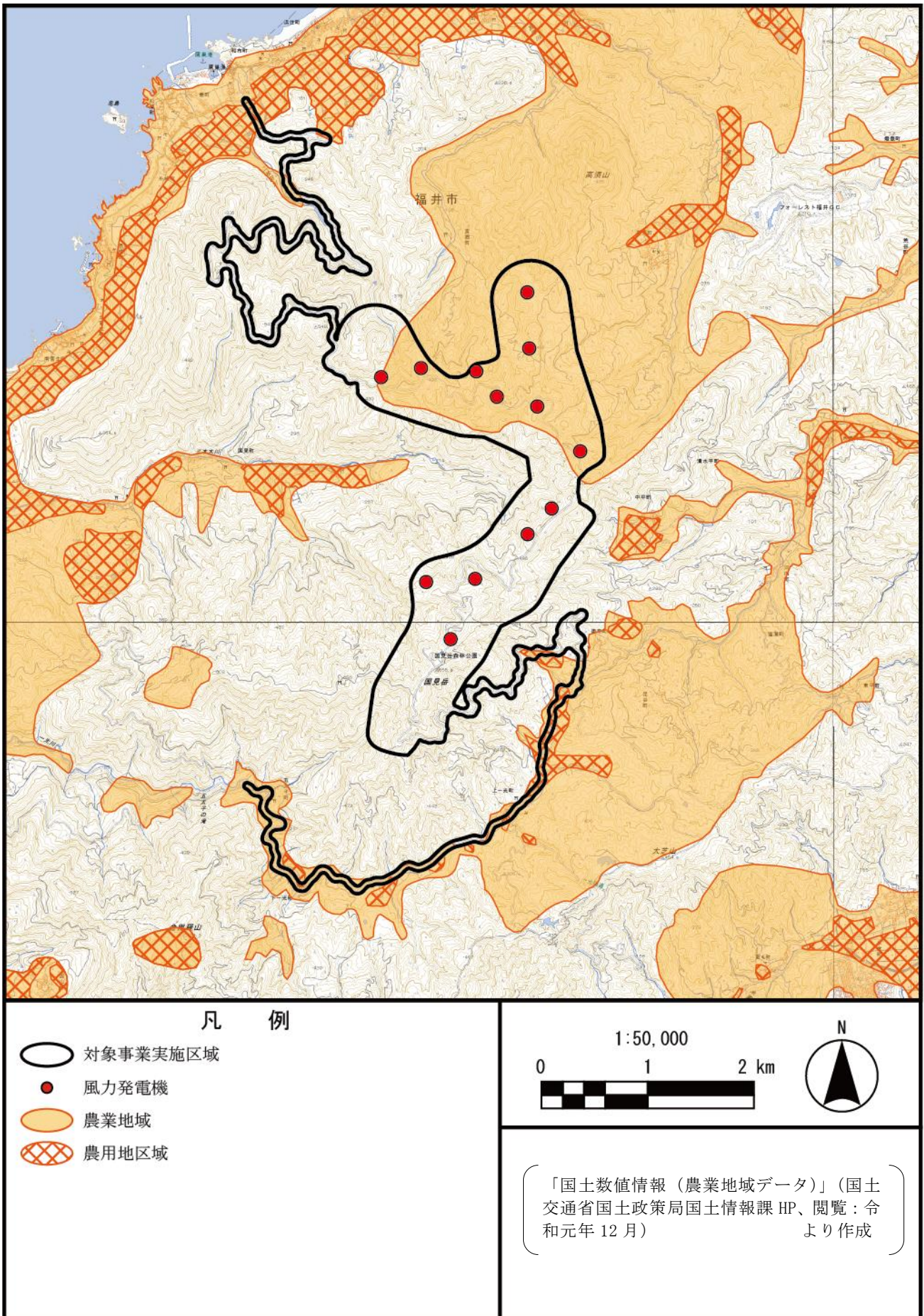


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

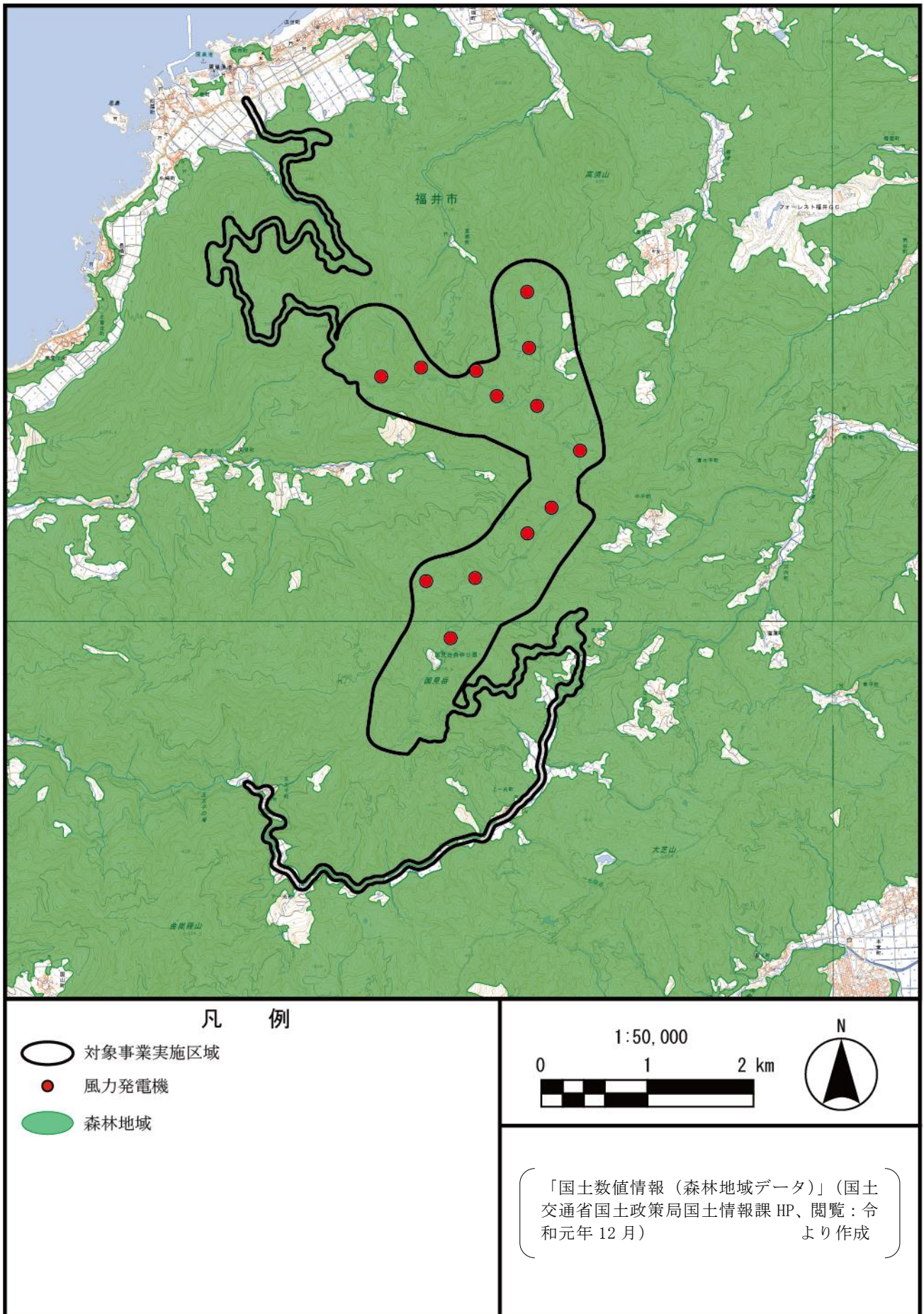


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川の利用状況

(1) 水道用水としての利用

福井市、坂井市及び越前町における水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、福井市、坂井市及び越前町では水道用水として、表流水等を利用している。

対象事業実施区域及びその周囲の給水区域及び取水地点は図 3.2-6 のとおりである。

表 3.2-10 水道用水の取水状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

市町	種別	施設数 (箇所)	給水人口 (人)	水源の区別
福井市	上水道	1	257,468	表流水、地下水
	簡易水道	30	4,947	表流水、伏流水、 浅井戸、深井戸、湧水
	専用水道	5	292	—
	飲料水給水施設	23	539	表流水、浅井戸、 深井戸、湧水
坂井市	上水道	1	92,102	表流水、地下水
	簡易水道	—	—	—
	専用水道	1	—	—
	飲料水給水施設	—	—	—
越前町	上水道	1	10,162	地下水
	簡易水道	7	11,668	表流水、地下水
	専用水道	—	—	—
	飲料水給水施設	1	20	表流水

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

「平成 29 年福井県統計年鑑」（福井県 HP、閲覧：令和元年 12 月）
「福井市水道ビジョン」（福井市、平成 22 年）
「平成 31 年度簡易水道水質検査計画」（福井市 HP、閲覧：令和元年 12 月）
「水質検査計画 平成 31 年度」（坂井市 HP、閲覧：令和元年 12 月） より作成

(2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲において、農業用水は高須川等の河川及びため池を利用している。対象事業実施区域及びその周囲のため池の位置は図 3.2-7 のとおりである。

(3) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川には、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和元年 5 月 15 日）に基づき、表 3.2-11 及び図 3.2-8 のとおり内水面漁業権が設定されている。

表 3.2-11 内水面漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業権者
内共第 1 号	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、いわな漁業、 やまめ漁業、あまご漁業、もくずがに漁業	九頭竜川中部漁業協同組合
内共第 3 号	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、いわな漁業、 やまめ漁業	日野川漁業協同組合

「川と湖のルール&マナー」（福井県 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成

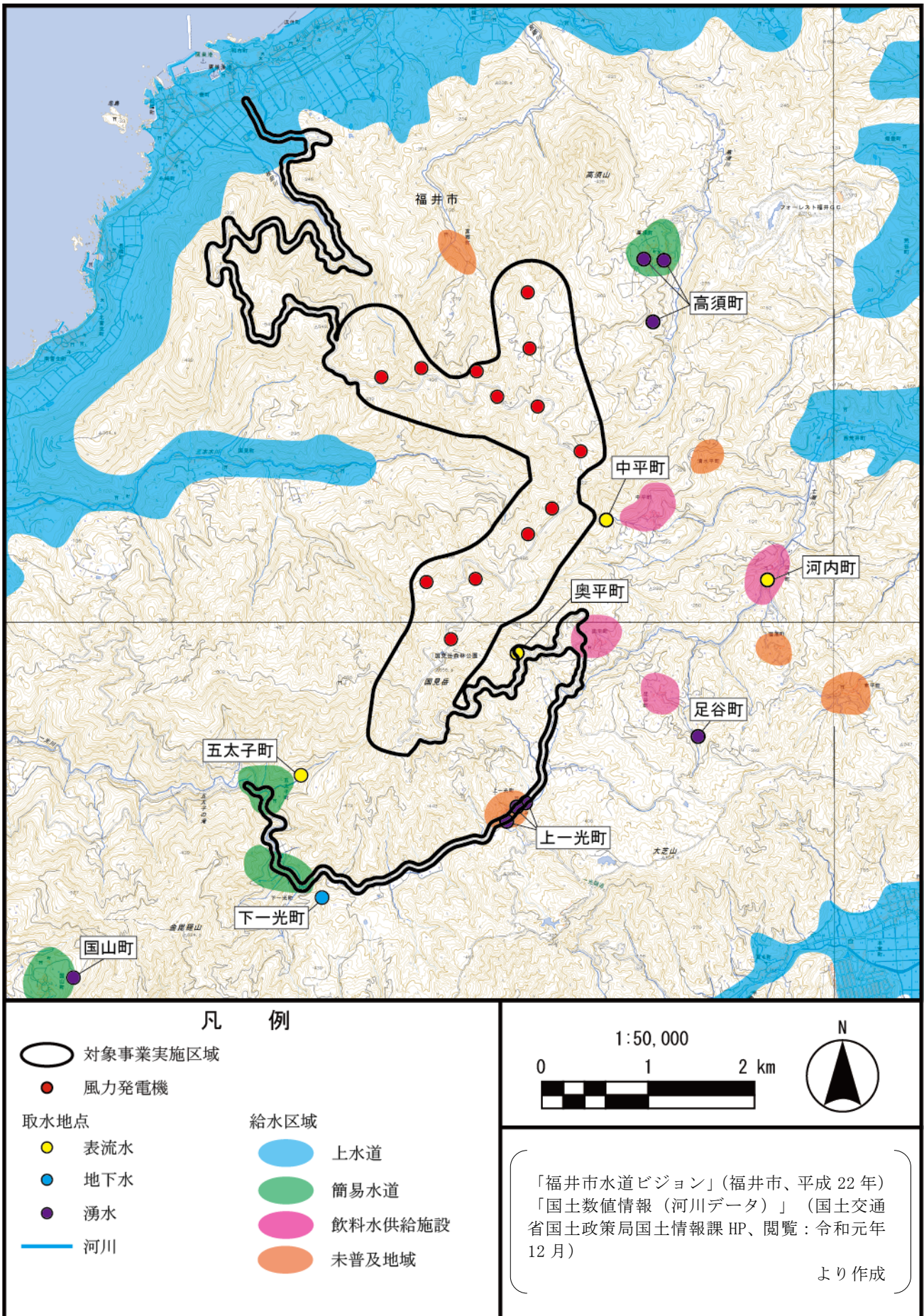


図 3.2-6 水道の状況

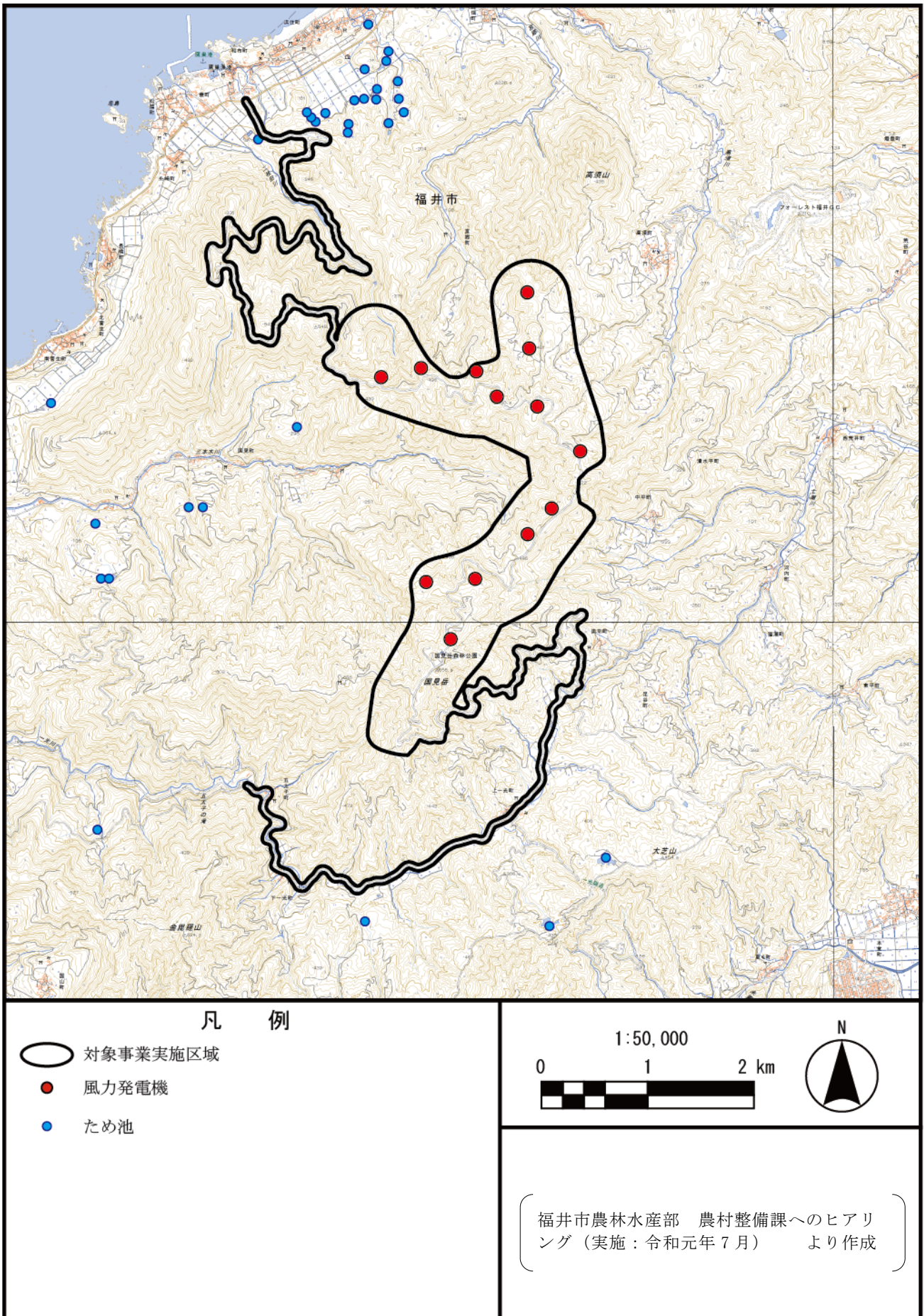


図 3.2-7 ため池の位置

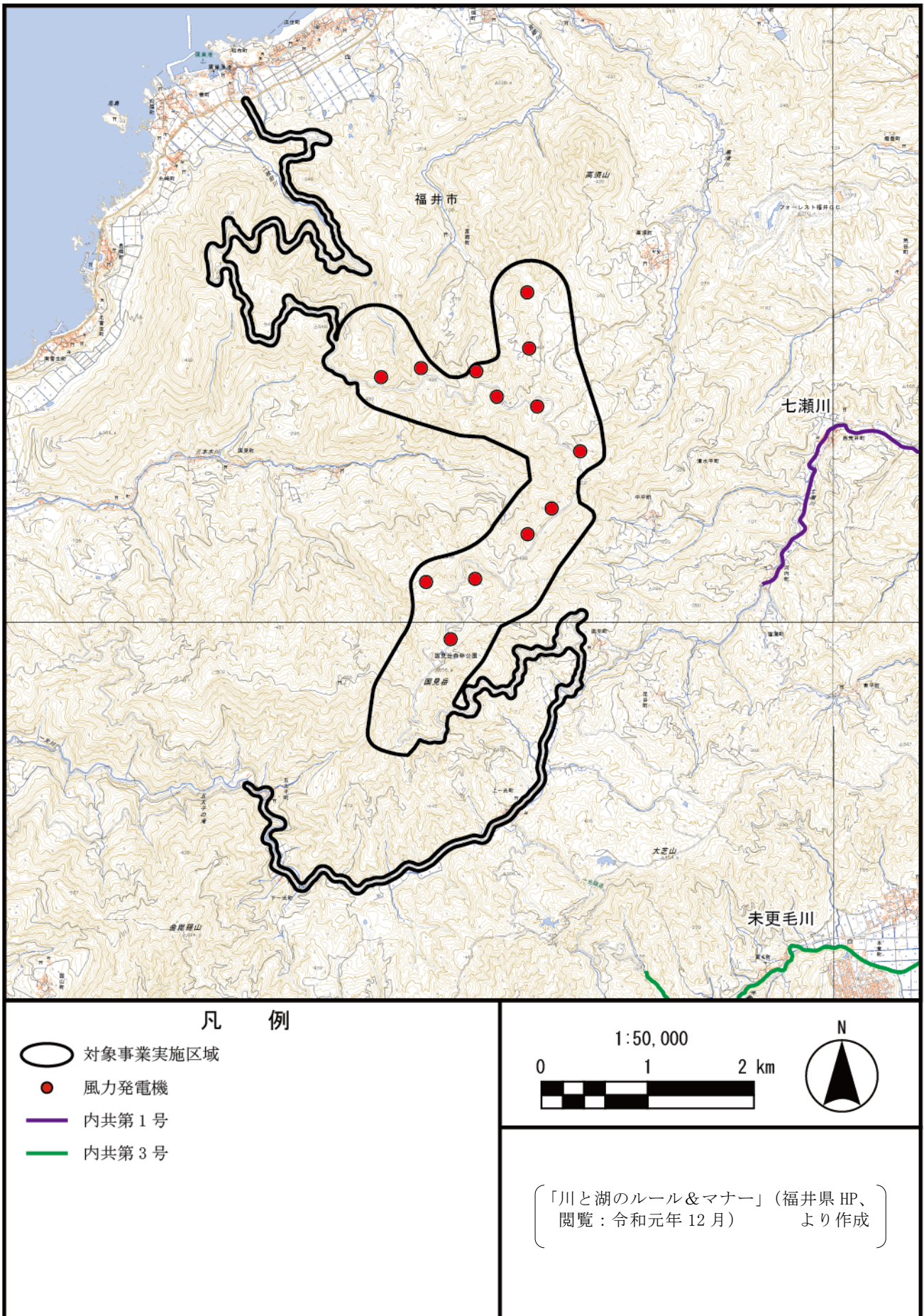


図 3.2-8 内水面漁業権の設定状況

2. 海域の利用状況

(1) 港湾の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における港湾の状況は、図 3.2-9 のとおり地方港湾である鷹巣港がある。

(2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における漁港の状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-9 のとおりであり、鷹巣漁港、長橋漁港及び菅生漁港がある。

表 3.2-12 漁港の状況

漁港種類	漁港名	所在地	漁港管理者
第 2 種	鷹巣	福井市	福井県
第 1 種	長橋	福井市	福井市
第 1 種	菅生	福井市	福井市

注：漁港種類は以下のとおりである。

第 1 種：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第 2 種：その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの

第 3 種：その利用範囲が全国的なもの

〔「福井県の漁港一覧」（福井県 HP、閲覧：令和元年 12 月）
 「漁港一覧（平成 30 年 4 月 1 日現在）」（水産庁 HP、閲覧：令和元年 12 月）
 より作成〕

(3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域及びその周囲の海域には、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和元年 5 月 15 日）に基づき、表 3.2-13 及び図 3.2-10 のとおり海面漁業権が設定されている。

表 3.2-13 海面漁業権の内容

種別	免許番号	漁業種類
共同漁業権	共第 5 号	第 1 種：貝類漁業 6 件（あわび、さざえ、かき等）、藻類漁業 7 件（わかめ、もずく等）、その他漁業 3 件（うに、なまこ等）
	共第 6 号	第 2 種：磯さし網漁業
	共第 7 号	第 1 種：貝類漁業 7 件（あさり、はまぐり等）、藻類漁業 7 件（はばのり、えごのり等）、その他漁業 4 件（うに、なまこ、たこ、えむし） 第 2 種：雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業
定置漁業権	定第 1 号	ぶり定置漁業

〔「海しる 海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

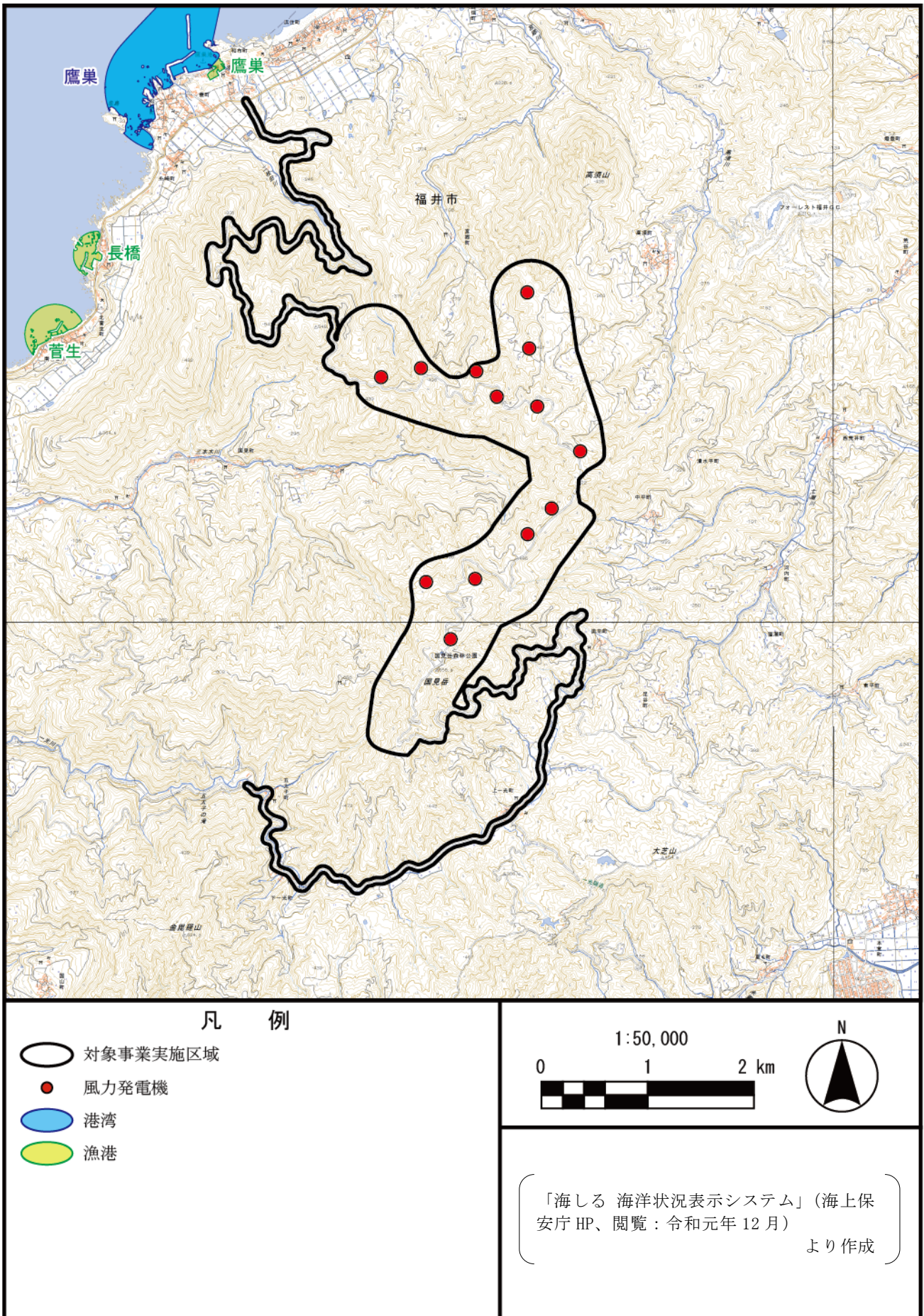


図 3.2-9 漁港の状況

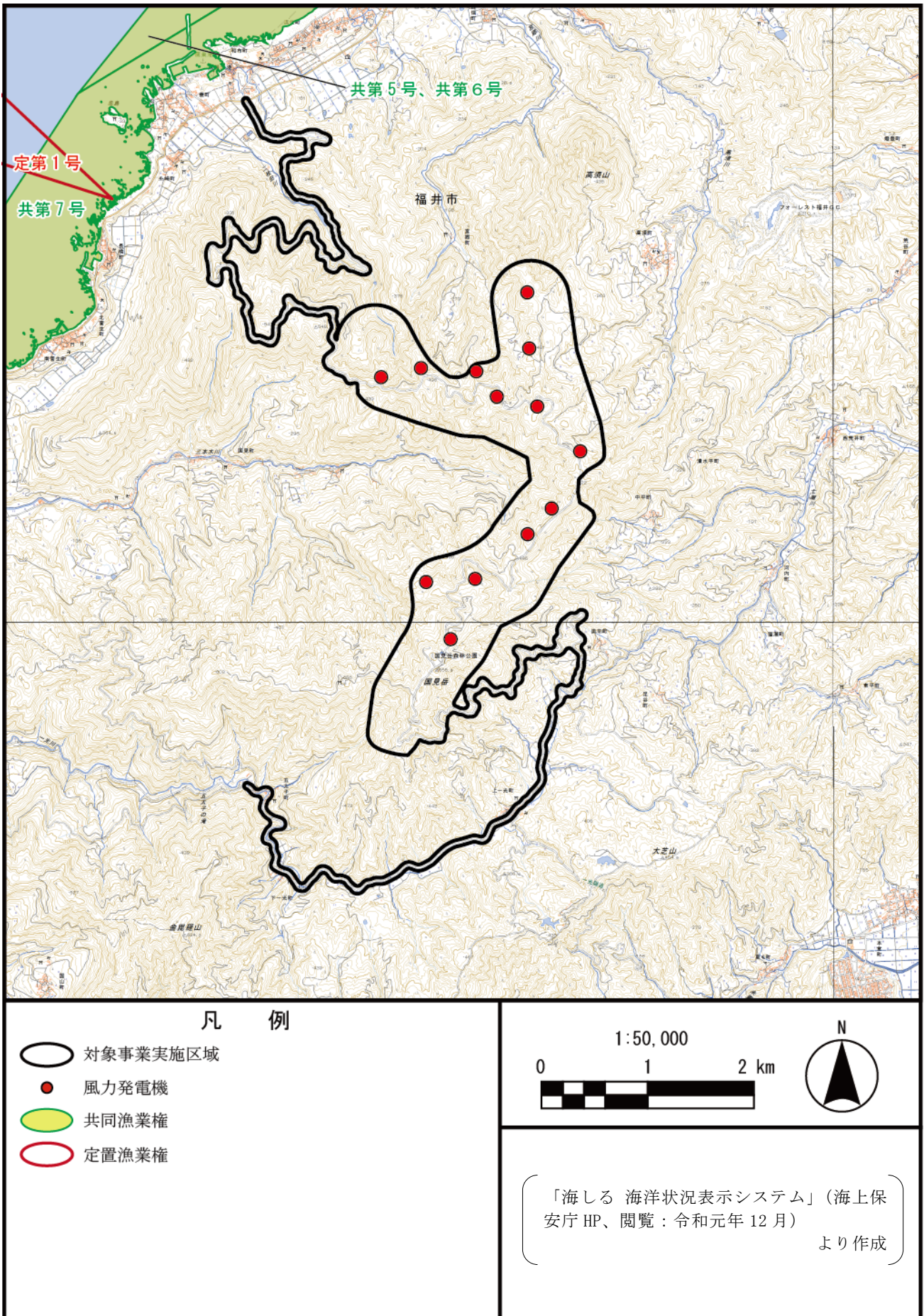


図 3.2-10 海面漁業権の状況

3. 地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

福井市、坂井市及び越前町における水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、福井市、坂井市及び越前町では地下水を利用している。

対象事業実施区域及びその周囲の給水区域及び取水地点は図 3.2-6 のとおりである。

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-11 のとおりであり、一般国道 305 号、主要地方道 3 号（福井大森河野線）、一般県道 183 号（上一光大丹生線）等があげられる。平成 27 年度の交通量観測結果は表 3.2-14、観測区間は図 3.2-11 のとおりである。

表 3.2-14 主要道路の交通状況（平成 27 年）

（単位：台）

番号	路線名	交通量観測区間		交通量 (12 時間)	交通量 (24 時間)
		起点側	終点側		
①	一般国道 305 号	一般国道 416 号	鷹巣港線	5,109	6,642
②		鷹巣港線	上一光大丹生線	3,080	3,942
③	主要地方道 3 号 (福井大森河野線)	一般国道 416 号	上一光大丹生線	<u>1,273</u>	<u>1,553</u>
④		上一光大丹生線	福井四ヶ浦線	1,567	1,927
⑤	一般県道 115 号 (殿下福井線)	福井大森河野線	—	2,755	3,499
⑥	一般県道 183 号 (上一光大丹生線)	福井大森河野線	一般国道 305 号	80	109
⑦	一般県道 227 号 (鷹巣港線)	—	一般国道 305 号	<u>1,993</u>	<u>2,471</u>

注：1. 表中の番号は、図 3.2-11 中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字下線は平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字下線は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

5. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」
(国土交通省 HP、閲覧：令和元年 12 月) より作成〕

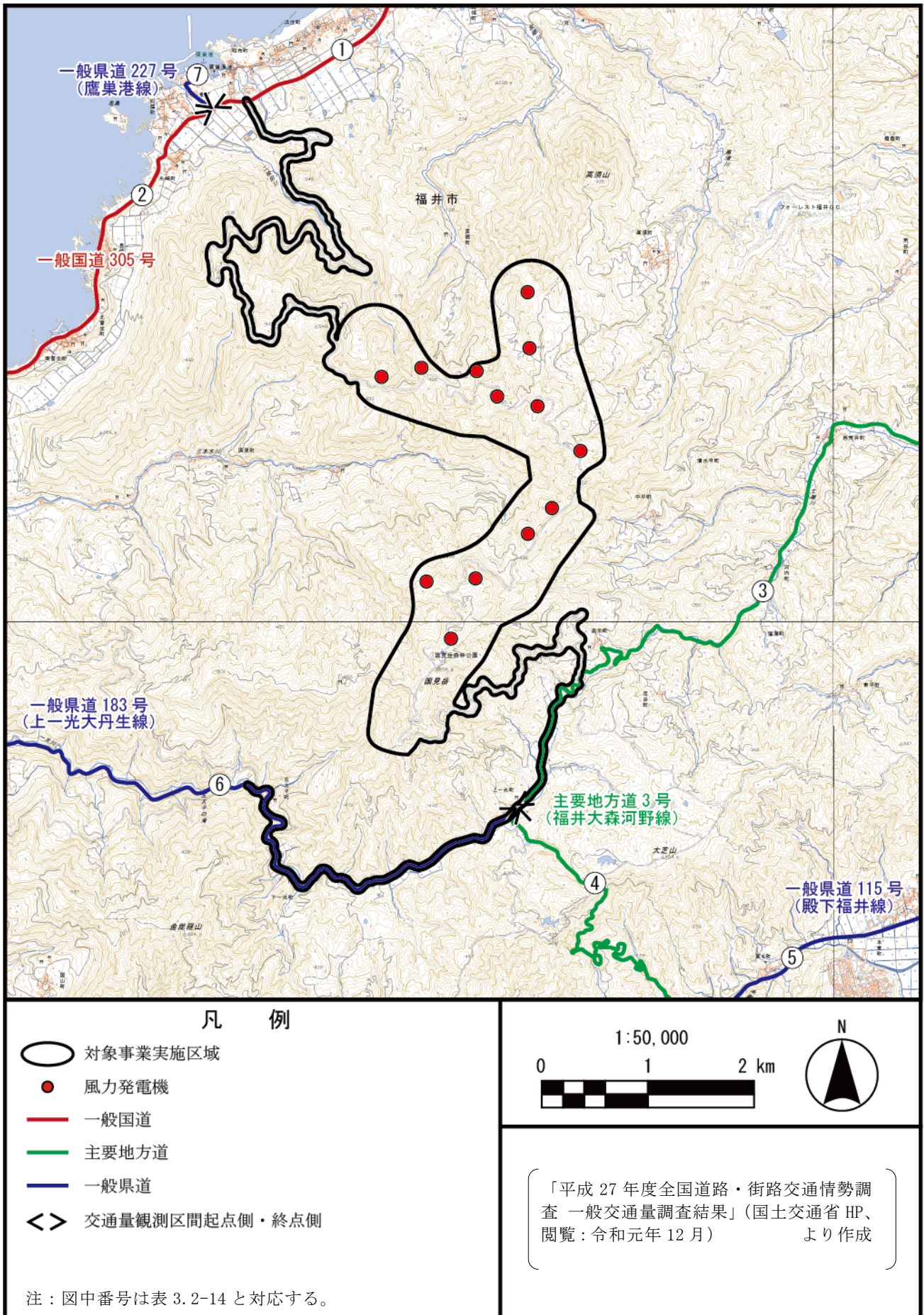


図 3.2-11 主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-15 及び図 3.2-12 のとおりである。

風力発電機から最寄りの配慮が特に必要な施設は「長橋幼稚園」、「長橋小学校」、「介護老人福祉施設 悠和園」及び「悠和園デイサービスセンター」であり、距離は約 2.7km である。

また、住宅の配置の概況は図 3.2-12 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住居までの距離は約 0.8km である。

表 3.2-15 配慮が特に必要な施設

区分	施設名	所在地
幼稚園	鷹巣幼稚園	福井市和布町 3-6
	長橋幼稚園	福井市長橋町 18-48
小学校	鷹巣小学校	福井市和布町 3-6
	長橋小学校	福井市長橋町 18-48
中学校	鷹巣中学校	福井市和布町 3-6
福祉施設	介護老人福祉施設 悠和園	福井市免鳥町 22-74
	悠和園デイサービスセンター	福井市免鳥町 22-74
	グループホーム 幸の家	福井市免鳥町 22-70
	老人介護福祉施設 高雄苑	福井市本堂町 51-33
	さくらが丘デイサービスセンター	福井市本堂町 51-33
	共用型認知症デイサービス 田園	福井市本堂町 51-38-1
	グループホーム 田園	福井市本堂町 51-38-1

注：調査地域に医療機関は存在しない。

「小学校一覧」、「中学校一覧」、「幼稚園一覧」、「社会福祉施設・団体一覧」（福井市 HP、閲覧：令和元年 12 月）

「国土数値情報（福祉施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成

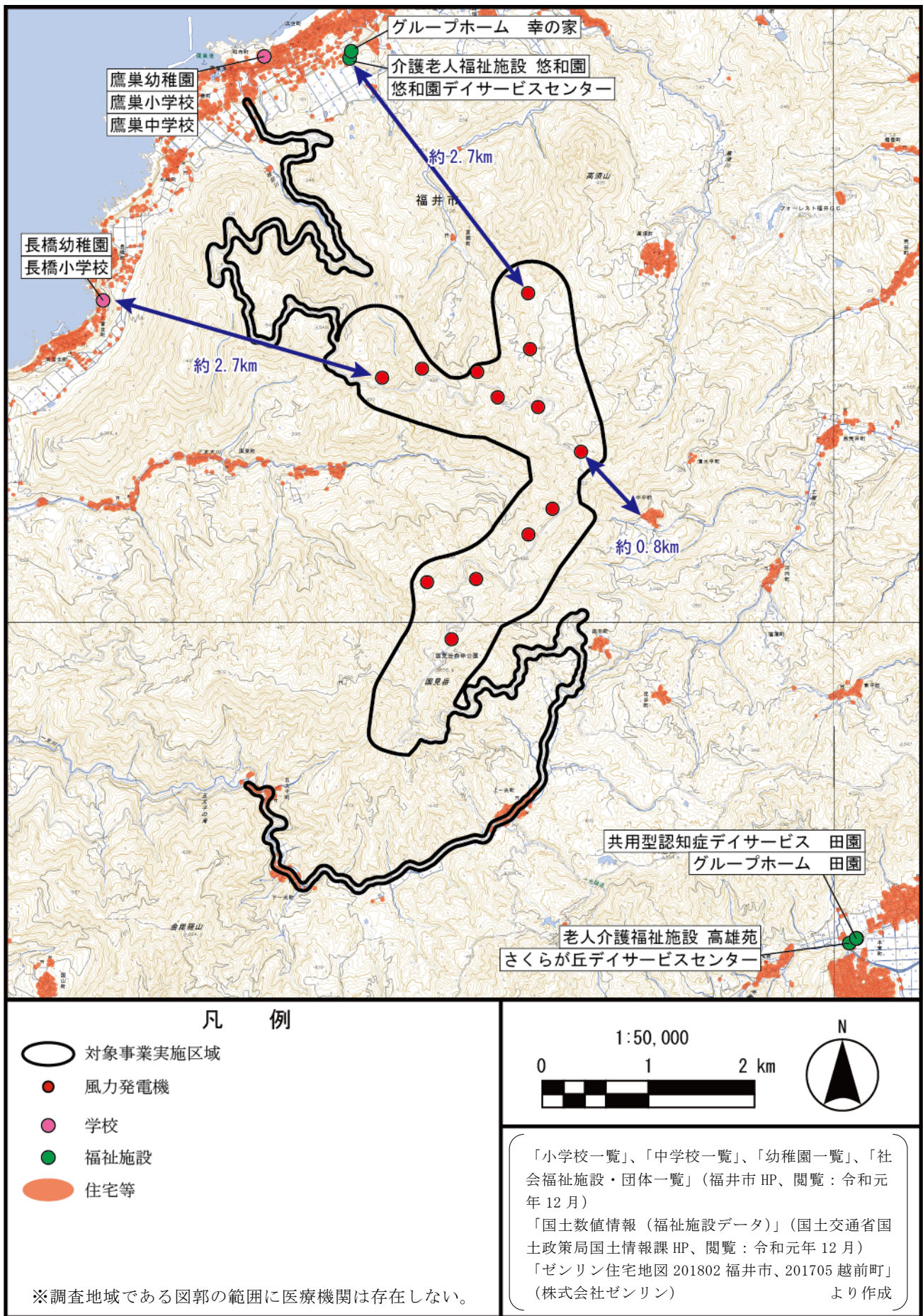


図 3.2-12 配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

福井市、坂井市、越前町及び福井県における下水道処理人口普及状況は、表 3.2-16 のとおりである。

平成 30 年 3 月末現在の下水道処理人口普及率は、福井市では 86.4%、坂井市では 97.9%、越前町では 66.0%である。

表 3.2-16 下水道処理人口普及状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

区 分	総人口	汚水処理人口	汚水処理人口普及率	下水道		農業集落排水施設等		合併処理浄化槽	
	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
福井市	263,847	253,859	96.2	228,090	86.4	14,145	5.4	11,624	4.4
坂井市	92,134	91,514	99.3	90,177	97.9	334	0.4	1,003	1.1
越前町	21,894	21,754	99.4	14,458	66.0	7,206	32.9	90	0.4
福井県	787,303	753,548	95.7	626,333	79.6	90,159	11.5	37,056	4.7

注：1. 総人口の値については、平成 29 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳に基づいている。

2. 下水道処理人口普及率は総人口に占める下水道の利用可能な人口の割合を示す。

〔「市町別汚水処理人口普及状況（平成 29 年度末）」（福井県 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

福井市、坂井市、越前町及び福井県における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-17 のとおりである。

平成 29 年度における一般廃棄物の総排出量は、福井市では 94,810t、坂井市では 30,473t、越前町では 6,778t となっている。

表 3.2-17 一般廃棄物の処理状況（平成 29 年度）

区 分		福井市	坂井市	越前町	福井県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	80,223	25,269	5,720	218,621
	直接搬入量(t)	6,732	2,331	514	38,209
	集団回収量(t)	7,855	2,873	544	26,488
	合計(t)	94,810	30,473	6,778	283,318
ごみ処理量	直接焼却量(t)	70,104	23,640	5,200	207,779
	直接最終処分量(t)	0	0	0	613
	焼却以外の中間処理量(t)	16,260	3,011	700	42,694
	直接資源化量(t)	878	812	449	5,821
	合計(t)	87,242	27,463	6,349	256,907
中間処理後再生利用量(t)		5,179	799	117	18,688
リサイクル率(%)		14.6	14.8	16.1	18.0
最終処分量(t)		8,181	4,126	682	27,344

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

〔「平成 29 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：令和元年 12 月)より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

福井県における産業廃棄物の状況は、表 3.2-18 のとおりである。

また、対象事業実施区域を中心とした半径 50km の範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-19、分布状況は図 3.2-13 のとおりであり、中間処理施設 156 か所、最終処分場 4 か所となっている。

表 3.2-18 産業廃棄物の状況（平成 25 年度）

（単位：千 t / 年）

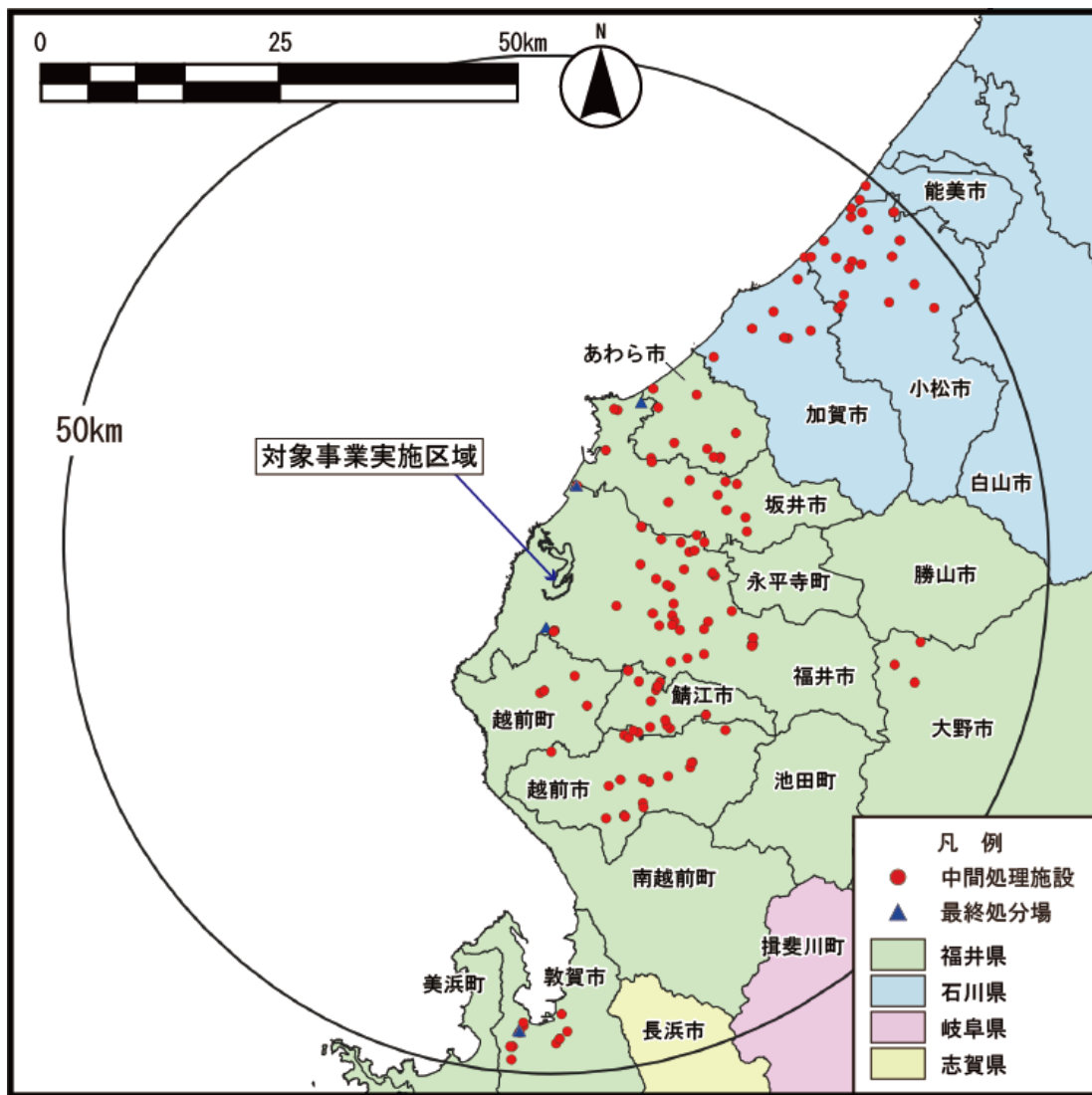
県	発生量	減量化量	資源化量			最終処分量	その他量
			合計	有償物量	再生利用量		
福井県	3,077	1,523	1,490	182	1,308	63	1

〔平成 26 年度福井県産業廃棄物実態調査報告書（平成 25 年度実績）（福井県、平成 27 年）より作成〕

表 3.2-19 中間処理施設及び最終処分場の分布状況（平成 24 年度）

県	市町	中間処理施設数	最終処分場数
福井県	福井市	40	2
	越前市	21	0
	鯖江市	16	0
	敦賀市	12	1
	あわら市	12	0
	坂井市	11	1
	越前町	5	0
	大野市	3	0
石川県	小松市	22	0
	加賀市	10	0
	能美市	4	0
合計		156	4

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕



「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、
 閲覧：令和元年12月）より作成

図 3.2-13 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

3.2.8環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2-20(1)のとおりである。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表 3.2-20(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-20(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）より作成

表 3.2-20(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

〔「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日)より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき定められている。

福井県では、表3.2-21のとおり地域の種類の指定が行われているが、対象事業実施区域及びその周囲に種類の指定はない。

表 3.2-21(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類型	基準値		該当地域	都市計画法に基づく用途地域
	昼間 (6:00～ 22:00)	夜間 (22:00～ 6:00)		
AA	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	—
A	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	専ら住居の用に供される地域	第一種、第二種低層住居専用地域及び第一種、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	主として住居の用に供される地域	第一種、第二種住居地域及び準住居地域
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

〔「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日)「平成30年度版環境白書(資料編)」(福井県、平成31年)より作成〕

表 3.2-21(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-21(3) 騒音に係る環境基準
(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-22 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.2-23～表 3.2-24 のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。なお、対象事業実施区域及びその周囲には、湖沼が存在しないため、環境基準の表を省略した。

対象事業実施区域及びその周囲における類型指定状況は図 3.2-14 のとおりであり、越前加賀海岸地先海域が海域 A 類型に指定されている。なお、対象事業実施区域及びその周囲の河川において、類型の指定はない。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-25 のとおりであり、すべての地下水について定められている。

表 3.2-22 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>	

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）
 「平成 30 年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成 31 年）より作成〕

表 3.2-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考
 1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-24(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

表 3.2-24(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）より作成〕

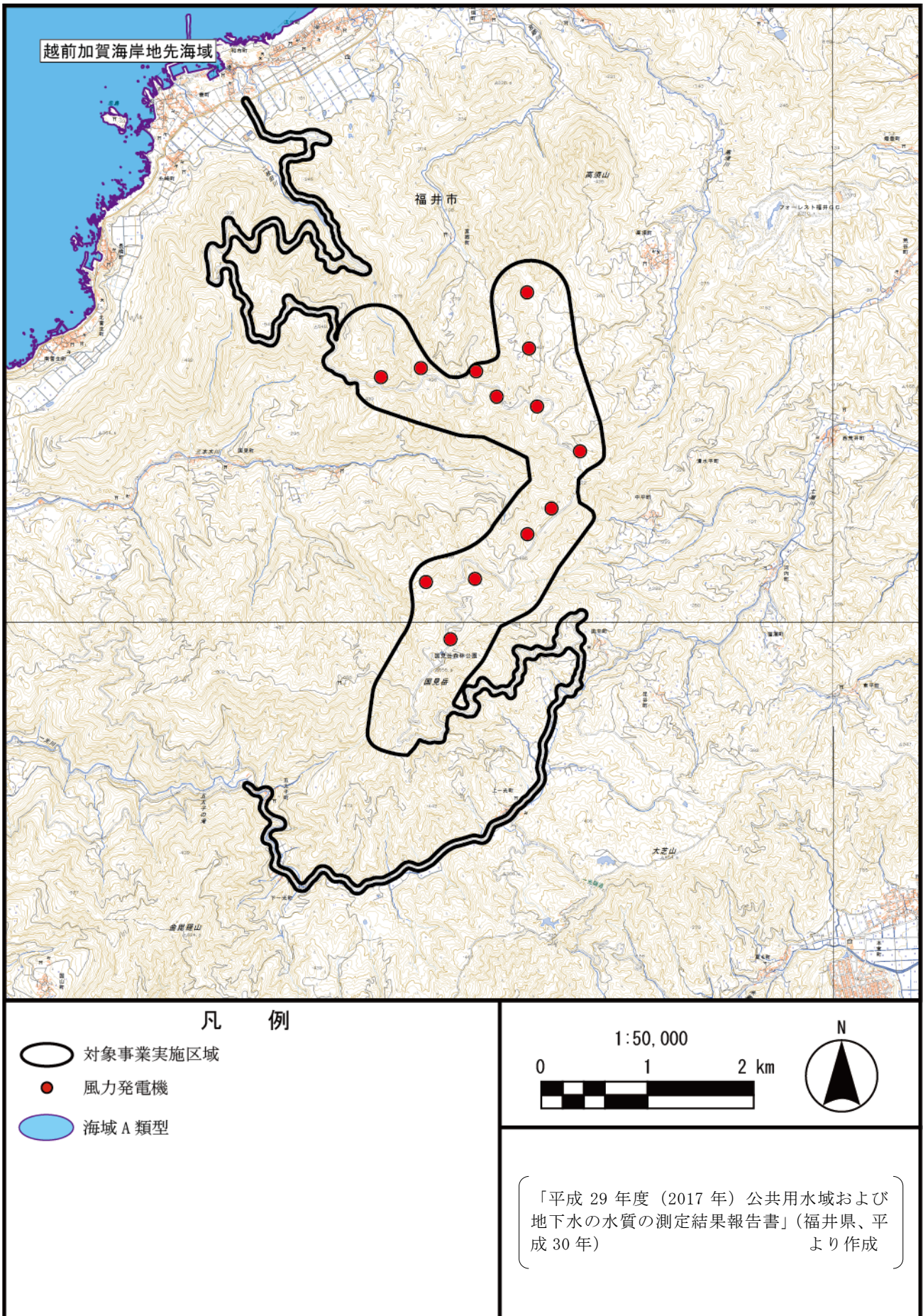


図 3.2-14 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

表 3.2-25 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日) より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-26 のとおりである。

表 3.2-26 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日）
「平成 30 年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成 31 年）より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、表 3.2-27 のとおり定められている。

表 3.2-27 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日)
より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：平成 29 年 1 月 6 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、福井市及び坂井市は 7.0、越前町は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）及び「福井県公害防止条例」（平成 8 年福井県条例第 4 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められている。

なお、本事業では硫黄酸化物を含めそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められている。

さらに福井県では、「福井県公害防止条例」（平成 8 年福井県条例第 4 号）、福井市では、「福井市公害防止条例」（平成 11 年福井市条例第 25 号）が定められ、条例で定める特定工場等において発生する騒音の規制基準については、県、市独自の規制基準が設けられている。なお、騒音規制法に基づき届出を必要とする特定建設作業については、「福井市公害防止条例」に基づく届出は必要ない。

また、坂井市では、「坂井市環境保全条例」（平成 18 年坂井市条例第 76 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準について市独自の規制基準が設けられている。なお、本事業は福井市内での事業であるため適用されない。

騒音に関する規制基準は表 3.2-28～表 3.2-32 のとおりであり、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は、特定工場等において発生する騒音の規制基準において、その他の区域の規制基準が適用される。

なお、本事業では基準が適用される特定工場等の設置は行わない。

表 3.2-28 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 (午前 6 時～ 午前 8 時)	昼 (午前 8 時～ 午後 7 時)	夕 (午後 7 時～ 午後 10 時)	夜 (午後 10 時～ 午前 6 時)
第 1 種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。(おおむね都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域。)	45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(おおむね都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域。)	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。(おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域および準工業地域)	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(おおむね都市計画法に基づく工業地域。)	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考：第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m 以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。					

〔「平成 30 年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成 31 年）より作成〕

表 3.2-29 福井県及び福井市の公害防止条例における
特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第1種 区域	都市計画法に基づく第一種低層住居 専用地域、第二種低層住居専用地域 または田園住居地域。	45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種 区域	都市計画法に基づく第一種中高層住 居専用地域、第二種中高層住居専用 地域、第一種住居地域、第二種住居 地域または準住居地域。	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種 区域	都市計画法に基づく近隣商業地域、 商業地域または準工業地域。	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種 区域	都市計画法に基づく工業地域。	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
第5種 区域	都市計画法に基づく工業専用地域。	70 デシベル	75 デシベル	70 デシベル	65 デシベル
その他の 区域	上記に掲げる区域以外の区域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	55 デシベル
		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
備考：その他区域の基準値の上段は「福井県公害防止条例」に基づくもの。下段は「福井市公害防止条例」に基づくもの。 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50m以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。					

〔「平成30年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成31年）
「福井市公害防止条例による公害規制のしおり」（福井市、平成30年）より作成〕

表 3.2-30 坂井市の公害防止条例における特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分	朝 (6:00~8:00)	昼間 (8:00~19:00)	夕 (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号。以下本表において「法」という。)第8条第1項第1号に定める第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域の区域		45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	法第8条第1項第1号に定める第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域		50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	法第8条第1項第1号に定める近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種区域	法第8条第1項第1号に定める工業地域の区域		65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の区域	合併前の三国町における上記以外の市長が指定した区域		50 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	55 デシベル
備考						
<p>1. 第2種区域、第3種区域、第4種区域又はその他の区域の区域内に所在する学校・保育所・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>2. 騒音の測定場所は、騒音を発生する特定工場の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以外の任意の地点において測定するものとする。</p> <p>3. 騒音規制法又は福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。</p>						

注：「坂井市環境保全条例」において特定工場とは、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭物質その他の人の健康又は安全かつ快適な生活環境を阻害する物質を発生し、排出し、又は飛散するおそれのある工場又は事業場のことをいう。

〔規制基準の一覧〕(坂井市HP、閲覧：令和元年12月)より作成

表 3.2-31(1) 特定建設作業の騒音の規制に関する基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	85 デシベル (敷地境界線)	19:00~7:00	10時間以内	連続 6日以内	日曜日 その他の休日
第2号区域		22:00~6:00	14時間以内		

備考

第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で学校、保育所、病院・患者を収容する施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型こども園等の敷地の周囲おおむね80mまでの区域

第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区分のうち、第1号区域を除く区域

〔特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準〕(昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成27年4月20日)
〔平成30年度版環境白書(資料編)〕(福井県、平成31年)より作成

表 3.2-31(2) 特定建設作業の騒音の規制に関する基準 (福井市)

基準値	夜間または深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	連続する作業期間の制限	休日等の作業禁止
85 デシベル (敷地境界線)	22:00~6:00	14時間以下	特定建設作業の全部又は一部に係る作業期間が、同一場所において連続して6日以下	日曜日その他の休日における作業

〔福井市公害防止条例による公害規制のしおり〕(福井市、平成31年)より作成

表 3.2-32 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 (平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日)
 「平成 30 年度版環境白書 (資料編)」(福井県、平成 31 年) より作成

③ 振 動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設工事に伴って発生する振動の規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。

さらに福井市では、「福井市公害防止条例」(平成 11 年福井市条例第 25 号)が定められ、特定工場等において発生する振動の規制基準について、市独自の規制基準が設けられている。

振動に関する規制基準は表 3.2-33~表 3.2-35 のとおりであり、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は、特定工場等において発生する振動の規制基準において、その他の区域の規制基準が適用される。

表 3.2-33 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域区分			時間区分	
			昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
振動規制法に基づく区分	市条例に基づく区分	都市計画法に基づく類型区分		
第 1 種区域	第 1 種区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域	60 デシベル	55 デシベル
	第 2 種区域	第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域の区域		
第 2 種区域	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域の区域	65 デシベル	60 デシベル
	第 4 種区域	工業地域の区域		
—	第 5 種区域	工業専用地域の区域	65 デシベル	60 デシベル
—	その他の区域	上記に掲げる区域以外の区域		
備考 学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。 福井市公害防止条例における第 5 種区域、その他の区域については、「振動規制法」では規制対象外。				

「平成 30 年度版環境白書 (資料編)」(福井県、平成 31 年)
 「福井市公害防止条例による公害規制のしおり」(福井市、平成 30 年) より作成

表 3.2-34(1) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業禁止日
第1号区域	75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日 その他の休日
第2号区域		22:00～6:00	14 時間以内		
備考 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区ならびに第4種区域で学校、保育所、病院・患者を収容する施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80m 以内の区域 第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域					

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)
〔平成 30 年度版環境白書(資料編)〕(福井県、平成 31 年) より作成〕

表 3.2-34(2) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準(福井市)

基準値	夜間または深夜 作業の禁止	1日の作業時間の 制限	連続する作業期間の制限	休日等の作業禁止
75 デシベル (敷地境界線)	22:00～6:00	14 時間以下	特定建設作業の全部又は一部に係る作業期間が、同一場所において連続して 6 日以下	日曜日その他の休日における作業

〔福井市公害防止条例による公害規制のしおり〕(福井市、平成 31 年) より作成〕

表 3.2-35 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
	第1種区域		65 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)
〔平成 30 年度版環境白書(資料編)〕(福井県、平成 31 年) より作成〕

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づき全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目)が表 3.2-36 のとおり定められている。

福井県においては、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年福井県条例第 32 号)により、県が定める適用区域に対し、水域ごとにより厳しい排水基準(上乘せ基準)が設定されている。対象事業実施区域及びその周囲では、表 3.2-37 のとおり、「越前加賀海岸地先海域」及び「九頭竜川水域」において上乘せ排水基準が定められている。

福井県では「福井県公害防止条例」(平成 8 年福井県条例第 4 号)、福井市では「福井市公害防止条例」(平成 11 年福井市条例第 25 号)、坂井市では「坂井市環境保全条例」(平成 18 年坂井市条例第 76 号)に基づいて汚水に係る規制基準が表 3.2-38 のとおり定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-36(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日)より作成〕

表 3.2-36(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
リン含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼[※]、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域[※]及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）</p>	

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成）

表 3.2-37(1) 福井県における排水基準（上乘せ基準）

(単位：mg/L)

地 域		越前加賀海岸地先海域における排水基準			
		許容限度			
種 類		生物化学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD)		浮遊物質量 (SS)	
		新 設	既 設	新 設	既 設
1. 食料品製造業		80(60)	120(100)	110(90)	150(120)
2. 繊維工業（染色整理業を含む）		40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
3. 紙・パル プ・紙加工 品製造業	中芯用セミケ ミカルパルプ 製造業	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
	その他				
4. 化学工業	医薬品製造業	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
	その他				
5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又 は試験研究機関等の施設		60(50)	120(90)	90(70)	120(100)
6. 旅館業		80(60)	—	120(100)	—
7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉 砕等処理業		40(30)	50(40)	150(120)	—
8. し尿処理施設		—(30)	—	—(70)	—
9. 下水道終末処理施設		—(20)	—	—(70)	—
10. その他		40(30)	50(40)	90(70)	120(100)

注：1. 新設とは昭和 53 年 8 月 1 日以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という。）以外で昭和 48 年 1 月 1 日～昭和 53 年 7 月 31 日に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000 m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。

2. 追加特定事業場の既設のものについては、昭和 59 年 6 月 25 日から適用する。

3. 追加特定事業場以外の新設のものとは、笙の川・井の口川水域昭和 49 年 4 月 1 日、北川・南川水域、北川地先海域昭和 49 年 10 月 1 日、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域昭和 51 年 6 月 24 日、越前・加賀海岸地先海域、敦賀湾海域昭和 52 年 1 月 1 日、三方五湖水域、若狭湾東部海域昭和 53 年 1 月 1 日以降に設置されたものをいう。追加特定事業場の新設のものとは、笙の川・井の口川水域、北川・南川水域昭和 54 年 8 月 1 日、北潟湖水域、耳川水域昭和 55 年 8 月 1 日、越前・加賀海岸地先海域昭和 56 年 8 月 1 日、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狭湾東部海域昭和 57 年 8 月 1 日以降に設置されたものをいう。

4. 基準値の（ ）内は日間平均。BOD は河川、COD は海域及び湖沼に排出される排水に限り適用される。

〔「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年福井県条例第 32 号）より作成〕

表 3.2-37(2) 福井県における排水基準（上乘せ基準）

(単位：mg/L)

地 域		九頭竜川水域における排水基準					
		許容限度					
種 類		生物化学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD)				浮遊物質 (SS)	
		排水量 3,000 m ³ /日 (下水道にあつては 50,000 m ³ /日)					
		新 設		既 設		新 設	既 設
		未満	以上	未満	以上		
1. 食料品製造業		80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	120(100)	150(120)
2. 繊維工業（染色整理業を含む）		60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	90(70)	120(100)
3. 紙・パルプ・紙 加工品製造業	中芯用セミケミカル パルプ製造業	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	120(100)	160(120)
	その他	70(55)	60(45)	120(100)	100(85)	120(100)	150(120)
4. 化学工業	医薬品製造業	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	90(70)	120(100)
	その他	50(40)	45(35)	80(60)	70(50)		
5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は 試験研究機関等の施設		60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	90(70)	120(100)
6. 旅館業		80(60)		—		120(100)	—
7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等 処理業		60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	150(120)	—
8. し尿処理施設		—(30)		—(30)		—(70)	—(70)
9. 下水道終末処理施設		—(20)		—(60)	—(40)	—(70)	—(120)
10. その他		60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	90(70)	120(100)

注：1. 新設とは昭和 53 年 8 月 1 日以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という。）以外で昭和 48 年 1 月 1 日～昭和 53 年 7 月 31 日に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000 m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。

2. 追加特定事業場の既設のものについては、昭和 59 年 6 月 25 日から適用する。

3. 追加特定事業場以外の新設のものとは、笙の川・井の口川水域昭和 49 年 4 月 1 日、北川・南川水域、北川地先海域昭和 49 年 10 月 1 日、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域昭和 51 年 6 月 24 日、越前・加賀海岸地先海域、敦賀湾海域昭和 52 年 1 月 1 日、三方五湖水域、若狭湾東部海域昭和 53 年 1 月 1 日以降に設置されたものをいう。追加特定事業場の新設のものとは、笙の川・井の口川水域、北川・南川水域昭和 54 年 8 月 1 日、北潟湖水域、耳川水域昭和 55 年 8 月 1 日、越前・加賀海岸地先海域昭和 56 年 8 月 1 日、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狭湾東部海域昭和 57 年 8 月 1 日以降に設置されたものをいう。

4. 基準値の（ ）内は日間平均。BOD は河川、COD は海域及び湖沼に排出される排水に限り適用される。

〔「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年福井県条例第 32 号）より作成〕

表 3.2-38(1) 福井県公害防止条例施行規則における物質及び許容限度

(mg/L)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1	四塩化炭素	0.02
シアン化合物	1	1,2-ジクロロエタン	0.04
有機燐化合物	1	1,1-ジクロロエチレン	1
鉛及びその化合物	0.1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
六価クロム化合物	0.5	1,1,1-トリクロロエタン	3
砒素及びその化合物	0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	1,3-ジクロロプロペン	0.02
アルキル水銀化合物	ND	チウラム	0.06
PCB	0.003	シマジン	0.03
トリクロロエチレン	0.3	チオベンカルブ	0.2
テトラクロロエチレン	0.1	ベンゼン	0.1
ジクロロメタン	0.2	セレン及びその化合物	0.1

〔平成 30 年度版環境白書（資料編）〕（福井県、平成 31 年）より作成

表 3.2-38(2) 福井市公害防止条例における汚水に係る規制基準

項目		許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均 120)
化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均 120)
浮遊物質		200mg/L (日間平均 150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³

注：1. この表に掲げる規制基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 30m³ 以上の特定工場に適用する。
ただし、水質汚濁防止法及び福井県公害防止条例（平成 8 年福井県条例第 4 号）の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。

2. 排出水の採水点は、当該特定工場の排水口とする。

〔福井市公害防止条例による公害規制のしおり〕（福井市、平成 31 年）より作成

表 3.2-38(3) 坂井市環境保全条例における汚水に係る規制基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³

注：1. この表に掲げる規制基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 30 立方メートル以上の特定工場に適用する。ただし、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上の工場のうち、水質汚濁防止法及び福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。

2. 排出水の採水点は、当該特定工場の排水口とする。

〔規制基準の一覧〕（坂井市 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成

⑤ 悪 臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日) 第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、定めるものとなっている。

福井市では同法律に基づき臭気指数による方法を採用し、表 3.2-39 の基準を定めている。一方、坂井市では「坂井市環境保全条例」(平成 18 年坂井市条例第 76 号)に基づいた規制基準を表 3.2-40 のとおり定めており、特定工場の敷地境界において、6 段階臭気強度表示法による臭気強度 0 から 3 までを許容限度としている。越前町では、特定悪臭物質の濃度による方法を採用し、表 3.2-41 の基準を定めている。ただし、いずれも対象事業実施区域及びその周囲には適用されない。

さらに、福井県では「福井県公害防止条例」(平成 8 年福井県条例第 4 号)、福井市では「福井市公害防止条例」(平成 11 年福井市条例第 25 号)が定められ、県及び市独自の規制基準を表 3.2-42 のとおり定めている。対象事業実施区域及びその周囲は、県条例、市条例においてその他の区域にあたるが、風力発電施設への適用はない。

表 3.2-39 福井市公害防止条例における規制基準

規制地域	許容限度 (臭気指数)
第 5 種区域	18
その他の区域	15

注：「第 5 種区域」は工業専用地域の区域、「その他の区域」は福井市全域から用途地域を除いた区域をいう。

〔「福井市公害防止条例による公害規制のしおり」(福井市、平成 31 年)より作成〕

表 3.2-40 坂井市環境保全条例における悪臭の規制基準 (許容限度)

臭気強度	臭気の程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

注：許容限度は特定工場の敷地境界線において、6 段階臭気強度表示法による臭気強度 0 から 3 までとする。

〔「規制基準の一覧」(坂井市 HP、閲覧：令和元年 12 月)より作成〕

表 3.2-41 越前町における悪臭防止法の規制基準

規制物質名	大気中の濃度の許容限度	
	A 区域	B 区域
アンモニア	大気中における含有率が 100 万分の 1	大気中における含有率が 100 万分の 2
メチルメルカプタン	大気中における含有率が 100 万分の 0.002	大気中における含有率が 100 万分の 0.004
硫化水素	大気中における含有率が 100 万分の 0.02	大気中における含有率が 100 万分の 0.06
硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.01	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
二硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.009	大気中における含有率が 100 万分の 0.03
トリメチルアミン	大気中における含有率が 100 万分の 0.005	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
アセトアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05	大気中における含有率が 100 万分の 0.1
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05	大気中における含有率が 100 万分の 0.1
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009	大気中における含有率が 100 万分の 0.03
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.02	大気中における含有率が 100 万分の 0.07
ノルマルバレールアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
イソバレールアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.003	大気中における含有率が 100 万分の 0.006
イソブタノール	大気中における含有率が 100 万分の 0.9	大気中における含有率が 100 万分の 4
酢酸エチル	大気中における含有率が 100 万分の 3	大気中における含有率が 100 万分の 7
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 100 万分の 1	大気中における含有率が 100 万分の 3
トルエン	大気中における含有率が 100 万分の 10	大気中における含有率が 100 万分の 30
スチレン	大気中における含有率が 100 万分の 0.4	大気中における含有率が 100 万分の 0.8
キシレン	大気中における含有率が 100 万分の 1	大気中における含有率が 100 万分の 2
プロピオン酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.03	大気中における含有率が 100 万分の 0.07
ノルマル酪酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001	大気中における含有率が 100 万分の 0.002
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.0009	大気中における含有率が 100 万分の 0.002
イソ吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001	大気中における含有率が 100 万分の 0.004
備考	<p>1. 法第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる規制基準（流量の許容限度）は、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエンおよびキシレンについて、大気中の濃度の許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。</p> <p>2. 法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる規制基準（排出水中の濃度の許容限度）は、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチルおよび二硫化メチルについて、大気中の濃度の許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により算出した濃度とする。</p>	

〔悪臭防止法の規定に基づく地域の指定および規制基準の設定〕（昭和 53 年福井県告示第 188 号）

表 3.2-42 福井県及び福井市の公害防止条例における規制基準

規制地域	都市計画法の規定による 用途地域の区分	規制基準		
		敷地境界線 (臭気指数)	気体排出口	排出水 (臭気指数)
第1種区域	第1、2種低層住居専用地域 田園住居地域	12	排出された気体のにおいが 地表に着地したときに、敷地 境界線上の規制基準に適合 するように、大気拡散式等 を用いて事業所毎に算定する (「悪臭防止法施行規則」第 6条の2で定められた方法)。	28
第2種区域	第1、2種中高層住居専用地域 第1、2種住居地域 準住居地域			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	15		31
第4種区域	工業地域	18		34
第5種区域	工業専用地域	県条例18 [注] 市条例18 [注]	—	
その他の区域	第1～5種区域以外の地域	県条例18 [注] 市条例15 [注]	—	

注：規制対象となるのは「福井県公害防止条例」または「福井市公害防止条例」の規定の適用を受ける工場または事業場で、「福井県公害防止条例」の規定の適用を受ける工場または事業場については、「福井市公害防止条例」の規制基準は適用されない。

[平成29年度版ふくいの環境] (福井市、平成30年) より作成]

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく区域の指定に係る基準は表 3.2-43 のとおりである。

福井県内では令和元年 10 月 31 日現在、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」が 1 件、「形質変更時要届出区域」が 15 件指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲では、要措置区域、形質変更時要届出区域のいずれも指定はない。

また、対象事業実施区域及びその周囲において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-43(1) 区域の指定に係る規制基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 31 年 1 月 28 日）より作成

表 3.2-43(2) 区域の指定に係る規制基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 31 年 1 月 28 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づき、規制地域が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲には「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく規制地域の指定はない。

なお、福井県では「福井県公害防止条例」（平成 8 年福井県条例第 4 号）により、吐出口断面積 19.6cm² 以上の揚水施設による地下水採取行為に対し、届出を義務付けている。また、「福井県地盤沈下対策要綱」（昭和 50 年 8 月）で対象地域の指定、大量採取者に対する採取量の報告等を義務付けているが、対象事業実施区域及びその周囲は対象地域に指定されていない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 福井県環境基本条例

「福井県環境基本条例」（平成 7 年福井県条例第 5 号）は、表 3.2-44 の 3 項目を基本理念として、平成 7 年に制定・施行された。

この条例では、従来の典型 7 公害や自然環境に加えて、省資源・省エネルギー、廃棄物、歴史的文化環境、景観、地球環境問題なども含めた幅広い視野で環境をとらえ、県民、事業者、民間団体、行政の連携による積極的な環境保全への取り組みが重要視されている。

良好な生活環境及び自然環境の保全、多様な自然環境の保全と生態系の保全、潤いと安らぎのある生活空間の形成、資源・エネルギーの循環的利用の促進を基本方針とし、環境基本計画の策定、環境影響評価の推進、環境教育・学習の推進、民間団体の自発的活動の促進、調査・研究及び監視の実施、環境監査の普及を主な政策としている。

表 3.2-44 福井県環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない
2	環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。
3	地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動及び身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

〔「福井県環境基本条例」（平成 7 年福井県条例第 5 号）より作成〕

② 福井県環境基本計画

「福井県環境基本計画」は、平成 7 年 3 月に制定された「福井県環境基本条例」の基本理念に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として平成 9 年に策定され、平成 30 年 3 月に現在の計画への改定が行われた。「ふるさとの美しい環境を守り育て福井の活力につなげる」を基本目標とし、計画期間は平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間となっている。分野別施策は表 3.2-45 のとおりである。

表 3.2-45 分野別施策

分野別施策		
1	自然と共生する社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう活動の推進 ・里山里海湖の保全・再生と活用 ・生物多様性の保全
2	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和策の推進 ・適応策の推進 ・県の事務・事業における温室効果ガス排出削減
3	循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの促進 ・不適正な処理の防止
4	生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水・大気環境の保全 ・化学物質対策の推進 ・放射性物質の監視等
5	環境について自ら考え行動する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育の促進 ・地域や家庭における環境教育や環境活動の促進
6	各分野に共通する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境情報の収集・提供

〔「福井県環境基本計画」(福井県、平成 30 年)より作成〕

③ 福井市環境基本条例

「福井市環境基本条例」(平成 11 年福井市条例第 3 号)は、広範な環境問題へ対応し、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進をするなど新たな環境行政の枠組み構築を法的に担保するために、表 3.2-46 に示す 4 項目を基本理念として、平成 11 年 3 月に制定された。この条例では、環境保全に関する基本理念、行政・市民・事業者それぞれの責務、環境保全施策の基本方針、環境基本計画の制度化などが定められており、環境行政の基本的拠り所となっている。

表 3.2-46 福井市環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
2	環境の保全は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
3	環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、並びに生態系等の多様性及び樹林地、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全に配慮されつつ、人と自然とが共生できるような調和のとれた環境が実現されることを旨として、行われなければならない。
4	地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び身近な日常生活その他の活動において、積極的な活動により推進されなければならない。

〔「福井市環境基本条例」(平成 11 年福井市条例第 3 号)より作成〕

④ 福井市環境基本計画

「福井市環境基本計画」は、良好な環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めていくことを目的とし、平成 12 年度に最初の計画が策定され、平成 23 年の改定を経て、平成 28 年 3 月に「第 3 次福井市環境基本計画」が策定された。計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間となっており、「未来へつなごう 環境にやさしい持続可能なまち・ふくい」を「目指す環境像」としている。「第 3 次福井市環境基本計画」における基本方針は表 3.2-47 のとおりである。

表 3.2-47 福井市環境基本計画の基本方針

基本方針		
1	自然環境	豊かな自然や生き物を守り育て、将来に伝える
2	生活環境・都市環境	快適なくらしを守り、水と緑が豊かな都市環境を創出する
3	地球温暖化対策・エネルギー	温室効果ガスの排出を減らし、気候変動の影響に適応した社会づくりを進める
4	廃棄物・資源循環	ごみを減らし、資源を大切にする循環型社会づくりを進める
5	環境教育・環境学習	一人ひとりが環境問題について関心と理解を深め、環境を大切にする人づくりを進める

〔第 3 次福井市環境基本計画〕（福井市、平成 28 年）より作成

⑤ 坂井市環境基本条例

「坂井市環境基本条例」（平成 18 年坂井市条例第 75 号）は、「環境の保全と創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として、平成 18 年に制定された。

表 3.2-48 坂井市環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	環境の保全は、市民が健在で豊かな自然とこれらが調和する恵まれた環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
2	環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、並びに生態系等の多様性及び森林、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全に配慮されつつ、人と自然とが共生できるような調和のとれた環境と景観が実現されることを旨として行わなければならない。
3	環境の保全は、循環を基調とする環境への負荷の少ない接続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。
4	環境の保全は、地球環境保全を視野に入れ、すべての者がこれを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び身近な日常生活その他の活動において、積極的に推進されなければならない。

〔坂井市環境基本条例〕（平成 18 年坂井市条例第 75 号）より作成

⑥ 坂井市環境基本計画

「坂井市環境基本計画」は、「坂井市環境基本条例」に基づき、策定するものであり、国及び県の法令や環境基本計画を踏まえるとともに、坂井市総合計画を環境面から推進する役割を担うものである。平成 21 年 3 月に策定されたが、東日本大震災に伴うエネルギー政策や地球温暖化対策の見直し、県内における里山国際会議の開催による生物多様性への関心の高まり、坂井市総合計画の改定や市民意識の変化等を踏まえ、平成 26 年 4 月に本計画を中間点検し、見直しを行った。目指すべき環境像は『彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい』と設定している。

表 3.2-49 坂井市環境基本計画の 5 つの行動方針

行動方針		
1	良好な生活環境の創出	身近な生活空間においては、大気汚染や水質汚濁といった公害の防止、緑化などの環境保全施策を推進し、良好な生活環境を創出していく。
2	豊かな自然と歴史資源の保全・育成	海・川・田園・山が構成する生態系の保全、各地区の歴史・文化を後世に残していくための環境保全施策を推進し、豊かな自然と歴史環境を守り育てていく。
3	循環型社会の形成	ごみの減量やリサイクルの推進をはじめとして、エネルギー、水、食などの資源循環の促進に向けた環境保全施策を推進し、持続可能な循環型社会づくりを進めていく。
4	環境にやさしい人づくり	環境全般に対する正しい知識やマナーの普及、環境保全に取り組む意識づくりに向けた環境保全施策を推進し、環境にやさしい市民を育てていく。
5	地球環境の保全	私たちを取り巻き、地球規模で広がる大気や海洋、大地を守るために足元から取り組める環境保全施策を推進し、地球環境の保全に貢献していく。

〔「坂井市環境基本計画」(坂井市、平成 26 年)より作成〕

⑦ 越前町環境条例

「越前町環境条例」(平成 18 年越前町条例第 17 号)は、「環境の保全について、基本理念を定め、並びに町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって町民の健康で文化的な生活を確保すること」を目的として、平成 18 年に制定された。

表 3.2-50 の 3 項目を基本理念とし、環境の適正な保全、種の多様性の確保、地域の個性を生かした文化的な環境の形成、廃棄物や環境リスクに関する環境への配慮、環境学習の推進及び環境保全活動への積極的な参加、官民連携による地域的な取り組みの推進が施策の柱として示されている。

表 3.2-50 越前町環境条例の基本方針

基本理念	
1	環境の保全は、町民一人ひとりが自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2	環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の町づくりを目的として、すべての者の自主的、かつ、積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。
3	地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動及び身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

〔「越前町環境条例」(平成 18 年越前町条例第 17 号)より作成〕

⑧ 越前町環境基本計画

「越前町環境基本計画」は、「越前町環境条例」に基づき、平成 20 年 3 月に最初の計画が策定され、社会情勢の変化に伴い、エネルギー政策、地球温暖化対策、再生可能エネルギー等の重要性をかんがみ、平成 30 年に改定が行われた。計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間となっており、「人と海・土・里が織りなす環のまち 越前」を環境未来像としている。「越前町環境基本計画」における行動計画及び行動目標は表 3.2-51 のとおりである。

表 3.2-51 越前町環境基本計画の行動計画及び行動目標

行動計画	行動目標
人づくりプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の体制づくり ・環境に対する意識啓発 ・環境活動団体や地球環境リーダーの育成・支援
生活環境向上プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・きれいな水と空気を確保するための、生活環境の監視 ・環境美化・不法投棄防止のための地域監視体制づくり ・生活環境の満足度の向上
自然、歴史、環境保全プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生態系の保全・復元 ・豊かな自然環境の保全・創造 ・まちに根ざした由緒ある歴史・伝統の保全
循環型社会共生プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化や再資源化 ・限りある資源と再生可能エネルギーの有効活用
地球温暖化対策プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に向けた取り組み ・地球温暖化についての情報発信

〔「越前町環境基本計画」(越前町、平成 30 年)より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日)に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-52 及び図 3.2-15 のとおりであり、「越前加賀海岸国定公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-52 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積 (ha)	概要	関係自治体
越前加賀海岸国定公園 (昭和 43 年 5 月 1 日)	8,008ha (全体面積 9,794ha)	石川県加賀市から福井県敦賀市赤崎までの海岸線と北潟湖や背後の越知山、六所山、城山などの丹生山地の一部、そして中池見湿地を含む海岸性公園である。また、積雪が少なく、暖地性の照葉樹林が生育し、越前岬周辺には野生のスイセンが生育している。	福井県福井市、あわら市、坂井市、越前町、南越前町、敦賀市 石川県加賀市

注：面積は陸地面積を示す。

〔「越前加賀海岸国定公園公園計画書（公園計画の一部変更）」（環境省 HP、閲覧：令和元年 12 月）
〔「越前加賀海岸国定公園」（福井県 HP、閲覧：令和元年 12 月）より作成〕

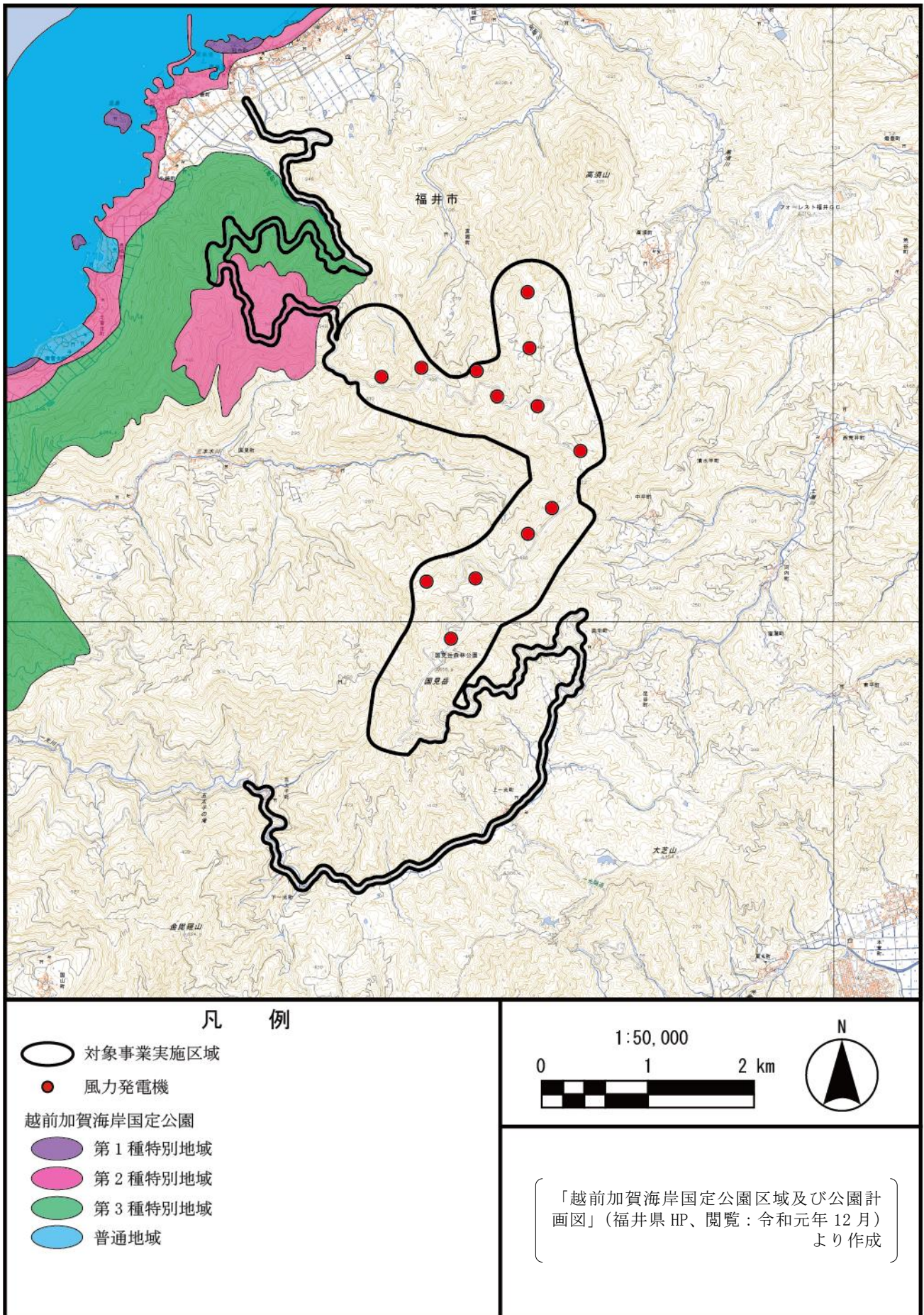


図 3.2-15 自然公園の状況

② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）、「福井県自然環境保全条例」（昭和 48 年福井県条例第 1 号）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区はない。

⑥ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域はない。

⑦ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）により指定された生息地等保護区はない。

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和25年法律第214号、最終改正：平成30年6月8日)等に基づく史跡・天然記念物の状況は、表3.2-53及び図3.2-16のとおりであり、対象事業実施区域内には史跡・名勝・天然記念物は存在していない。

また、「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の状況は表3.2-54及び図3.2-17のとおりである。

対象事業実施区域には1件の埋蔵文化財の一部が存在する。

表 3.2-53 史跡・天然記念物の状況

指定区分	種別	名称	所在地
国	史跡	免鳥長山古墳	福井市免鳥町
	特別天然記念物	オオサンショウウオ、カモシカ、コウノトリ、タンチョウ	地域を定めず
	天然記念物	越の犬、イヌワシ、オオワシ、オジロワシ、コクガン、カラスバト、マガン、ヒシクイ、ヤマネ	地域を定めず

〔「福井の文化財」(福井県HP、閲覧：令和元年12月)より作成〕

表 3.2-54 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	市ノ瀬城跡	福井市市ノ瀬町	城跡	中世
2	矢矧山城跡	福井市市ノ瀬町	城跡	中世
3	西畑遺跡	福井市西畑町	散布地	古墳～平安・近世
4	西二ツ屋遺跡	福井市西二ツ屋町	散布地	弥生～平安
5	免鳥白岩遺跡	福井市免鳥町	散布地	古墳・奈良・平安・近世
6	大窪遺跡	福井市大窪町	散布地	弥生～平安
7	免鳥遺跡	福井市免鳥町	散布地	縄文・奈良・平安
8	浜住菜畑遺跡	福井市浜住町	散布地	奈良
9	免鳥古墳群	福井市免鳥町	古墳	古墳
10	浜住遺跡	福井市浜住町	散布地	縄文・古墳～近世
11	松陰遺跡	福井市松陰町	散布地	奈良～中世
12	高須城跡	福井市高須町	城跡	中世
13	高須遺跡	福井市高須町	散布地	縄文
14	長橋洞穴遺跡	福井市長橋町	洞穴	—
15	北菅生遺跡	福井市北菅町	散布地	奈良・平安
16	高雄山遺跡	福井市本堂町	寺社	平安
17	辻ヶ谷城跡	福井市本堂町	城跡	中世
18	本堂古墳群	福井市本堂町	古墳	古墳
19	本堂遺跡	福井市本堂町	散布地	奈良・平安
20	本堂平山遺跡	福井市本堂町	散布地	古墳～平安

注：1. 「—」は、出典に未記載のものを示す。

2. 番号は、図3.2-17図中の番号に対応する。

〔「福井の文化財(埋蔵文化財)」(福井県HP、閲覧：令和元年12月)より作成〕

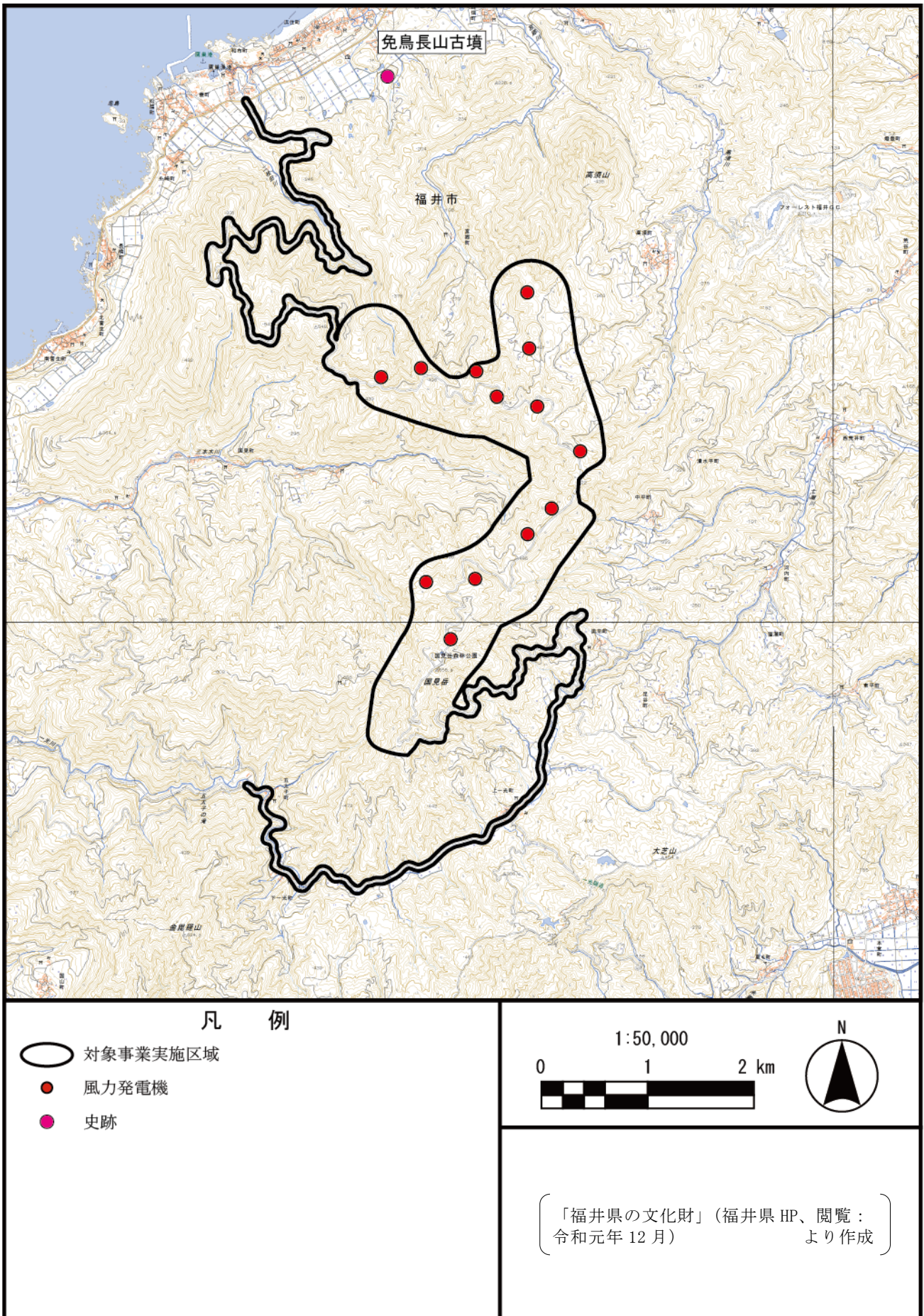


図 3.2-16 史跡・天然記念物の状況

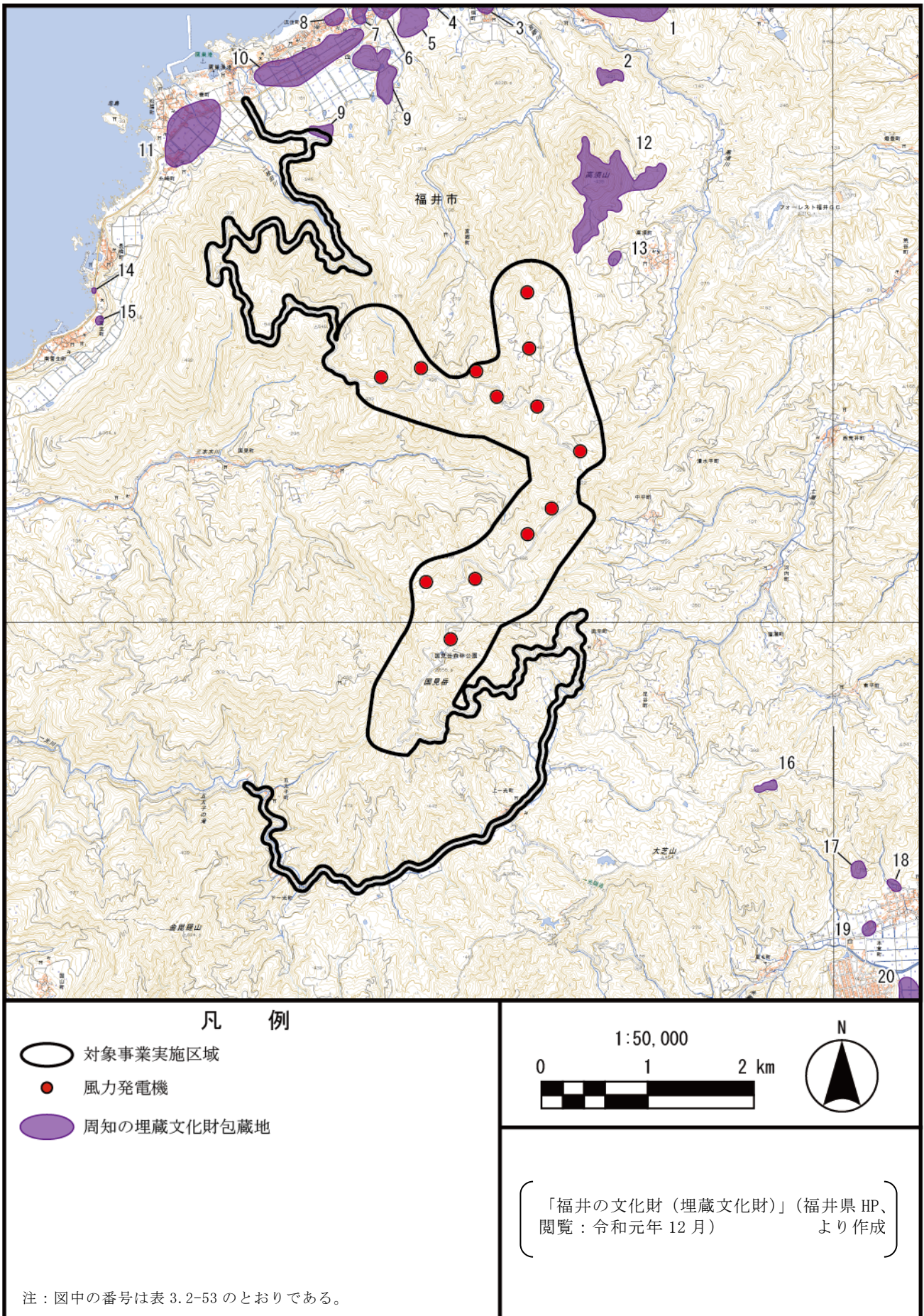


図 3.2-17 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）に基づき、福井市内全域が福井市景観計画の対象区域となっており、特定景観計画区域と福井市景観計画区域に区分されている。

対象事業実施区域及びその周囲は福井市景観計画区域となっている。

「福井市景観基本計画」（福井市、平成 19 年）では、景観計画区域において、福井らしい景観の形成を著しく阻害する要因となる行為を抑制するため、景観形成に大きな影響を与える大規模な建築物等の建築などの行為について適正に規制・誘導することとしている。

工作物の新設や造成工事等に対する景観形成基準は表 3.2-55 のとおりである。

表 3.2-55 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	項目	景観形成基準
工作物の新設等	敷地内における位置及び外構	◎道路等の公共空間や周辺敷地との境界部の全部又は一部には、樹木や花き等を用いて植栽をする。 ・植栽にあつては、四季の演出や樹容に優れている樹木や花き等を用いることが望ましい。 ・植栽する面積は、敷地面積の 20% 以上とすることが望ましい。 ○敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。 ○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置に努める。
	高さ	○周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。
	形態	○道路に面して擁壁を設ける場合は、擁壁面を緑化する、擁壁と道路との間に植栽をする、擁壁面の形状に変化をつけるなどの工夫をするよう努める。 ○橋りょうは、上部構造と下部構造を一体的に捉え、高欄や橋脚等との連続性、配管や設備等の隠蔽措置に努める。 ・周囲の景観との調和に配慮した形態とすることが望ましい。
	色彩	◎法令等で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度 6 以下、無彩色は明度 2 以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑えて外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 ○使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。 ・特に、マンセル値による色相が R、YR、Y 以外の色は、彩度 4 以下とすることが望ましい。
	素材・材料	◎時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。 ・特に自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、地域ごとの景観特性と調和した素材、材料を用いることが望ましい。
その他の行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	○当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置に努める。 ○道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽するよう努める。 ・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
	木竹の伐採	○樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは伐採しないよう努める。 ・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
	屋外における土石、廃棄物及び再生資源のたい積	○道路等の公共空間から目立たないよう、植栽又は景観に配慮した塀等による隠蔽措置に努める。 ○たい積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。
	特定照明	◎周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害とならないようにする。 ○光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。
注：1. 「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準 2. ランドマークは、ある特定地域の景観を特徴づける目印、視覚的に目立つものを指す。 3. 光害は、良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響を指す。		

〔「福井市景観基本計画概要版」（福井市、平成 19 年）より作成〕

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日）に基づく風致地区の指定はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 30 年 6 月 1 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-18 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には、水源涵養保安林、土砂流出・土砂崩壊防備保安林等が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在している。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在している。

⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周囲における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日）に基づく海岸保全区域は図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在している。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

⑦ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 18 年）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、流木発生危険地区、地すべり危険地区、なだれ危険個所）は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に山地災害危険地区が存在している。

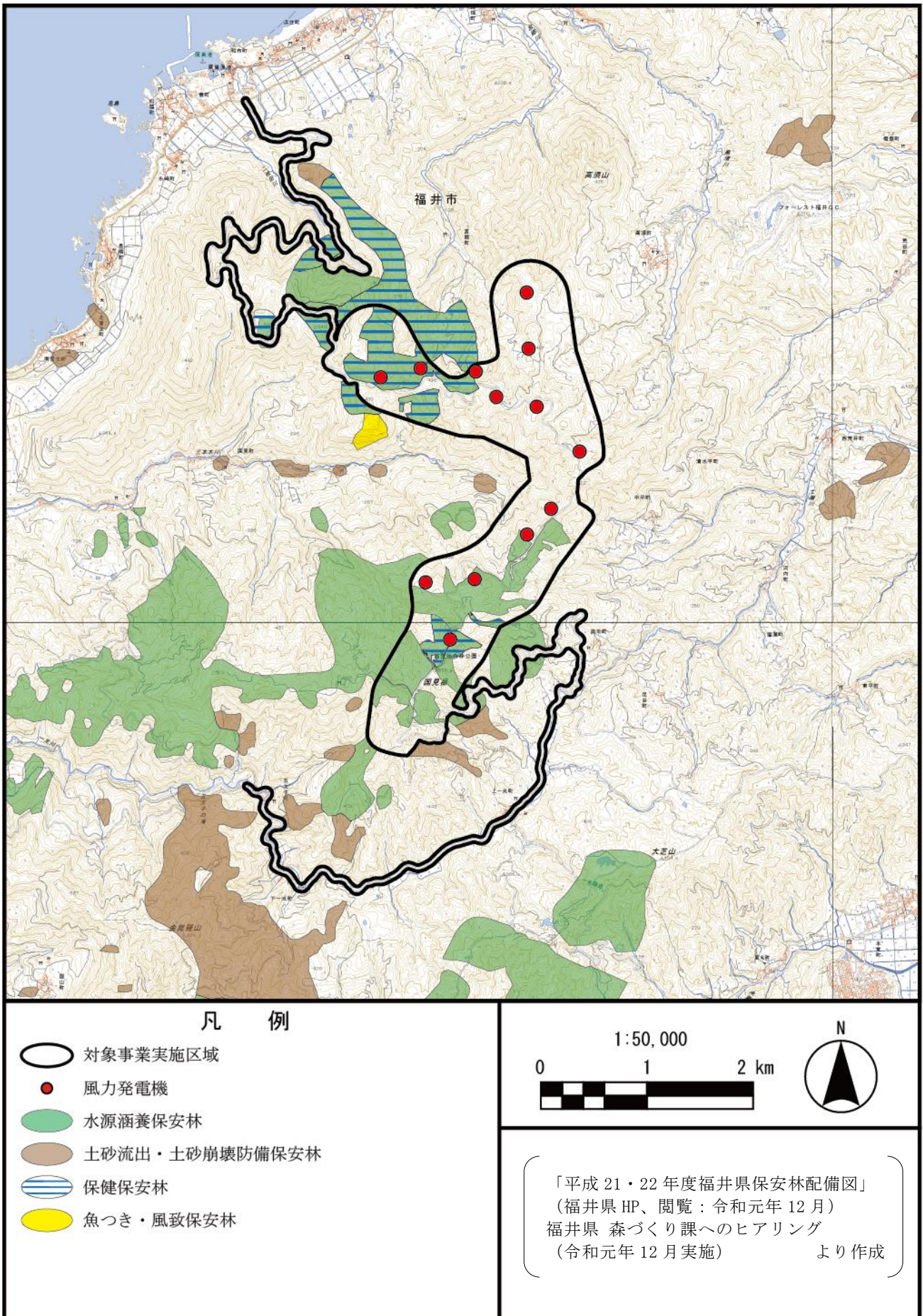


図 3.2-18 保安林等の指定状況

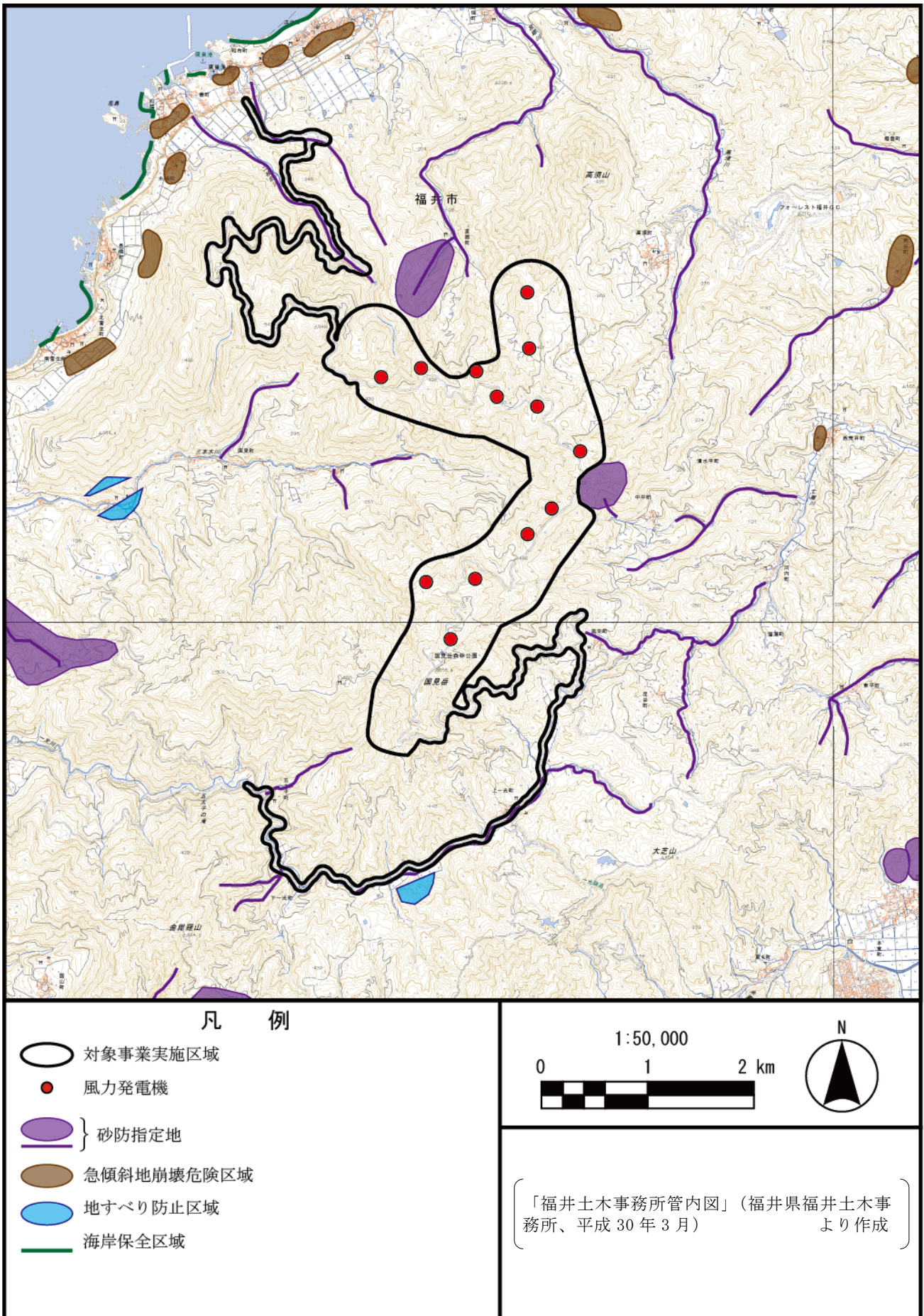


図 3.2-19 砂防指定地等の指定状況

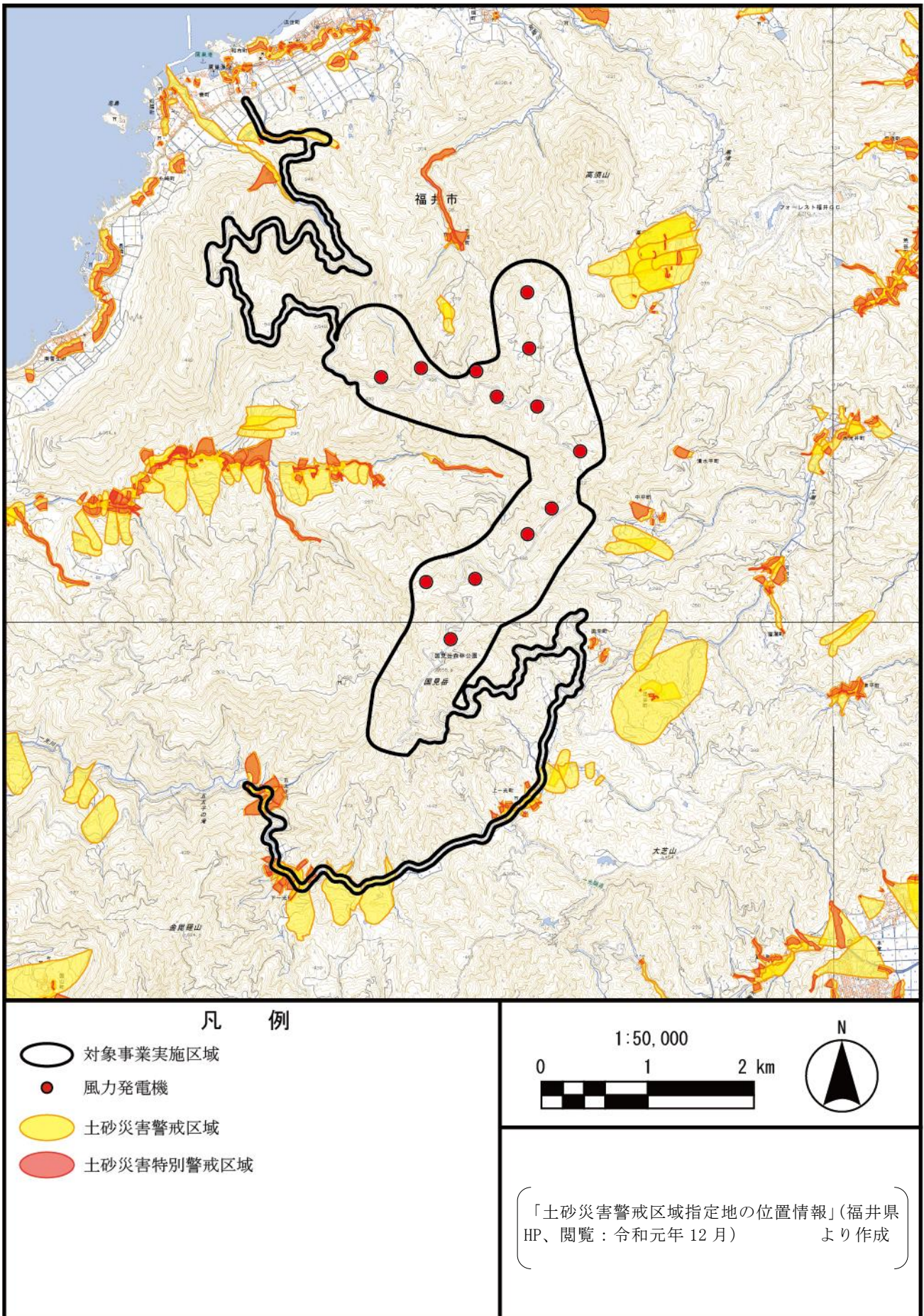


図 3.2-20 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

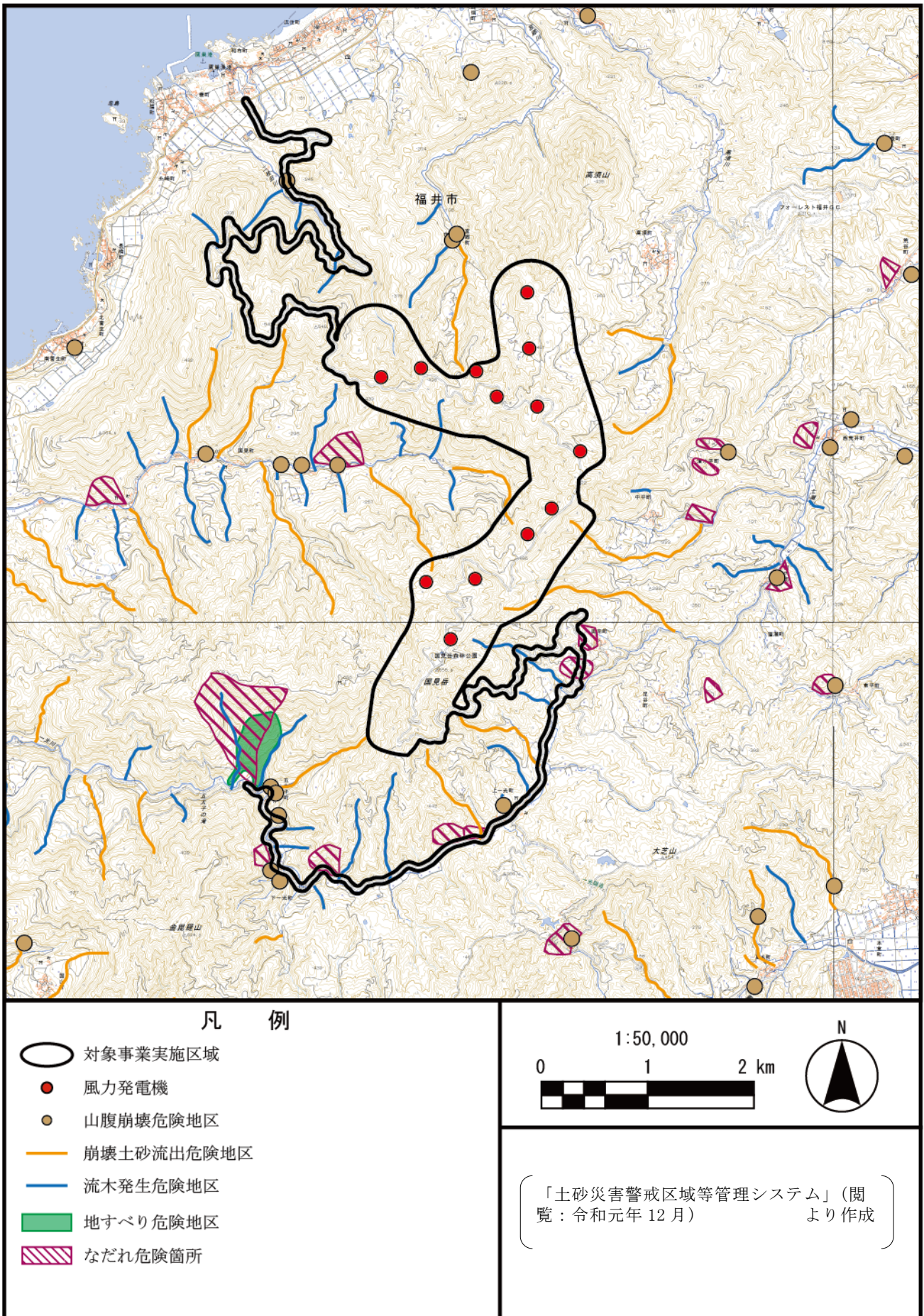


図 3.2-21 山地災害危険地区の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-56 のとおりである。

表 3.2-56 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無				
			福井市	坂井市	越前町	対象事業 実施区域 及び その周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○	×
		農業地域	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	○	×	×
		水質類型指定	○	○	○	○	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○	○
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×	×	×
		形質変更時要届出区域	○	○	×	×	×
工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×	×
		国定公園	○	○	○	○	○
		県立自然公園	×	×	×	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産及び自然遺産	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	×
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・天然記念物	○*	○*	○*	○*	○*
		県指定史跡・天然記念物	○	○	○	×	×
		市町指定史跡・天然記念物	○	○	○	×	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	○	×	○	○
	都市計画法	風致地区	○	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	○	×
	海岸法	海岸保全区域	○	○	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	○
山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	○	○	

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ○*は、所在地が地域を定めず指定した天然記念物の種のみ指定があることを示す。